

平成25年第2回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成25年6月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹

企画環境経済部長	大橋雅文
住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
住民課長	加納康孝
福祉健康課長	加藤周志
建設課長	那波哲也
教育文化課長 兼総合会館長	奥村智彦
郡教委学校教育課長	廣瀬治良

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主査	三田隆章
主任	岩田孝太

1. 議事日程（第2号）

平成25年6月13日（木曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） おはようございます。ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回の質問であります。清流の国ぎふづくり事業についてと、桜の木植樹についての2点であります。

まず最初に、清流の国ぎふづくり事業について質問させていただきます。

岐阜県では、昨年、47年ぶりに開催された「ぎふ清流国体」の成功を機として、それを一過性のものとせず、将来の岐阜県、清流の国ぎふづくりを推進させるため、総額1億3,000万円の補助金を平成25年度当初予算に計上しました。しかし、この事業に関しては、本年2月及び3月に新聞紙上で発表されておりましたが、事業の中身が固まらず、4月23日にやっと交付要綱ができ上がり、市町村担当者向けの説明会を開催した経緯があり、少々お粗末な手続でありました。

それはさておき、この事業ですが、3つの事業から構成されており、清流の国地域振興事業、スポーツのまちづくり支援事業、すべての人に優しいまちづくり市町村体育施設改修事業であります。そして、この補助対象事業としては、昨年の「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」を契機として、地域のきずなや郷土への愛着、誇り、地域スポーツの盛り上がり、地域の魅力づくりや発信など、継続・発展させる事業及びスポーツ活動を通じた心身の健康づくりと交流促進によるまちづくり事業、並びに障害者スポーツ大会「ぎふ清流大会」を契機として、体育施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン改修事業となっております。

そこで、町長にお尋ねします。

まず最初に、県に対しまして補助金申請が5月中となっておりますが、どういう事業を申請したのか、そしてその事業を申請するに至った理由についてお聞かせください。

次に、その補助事業が笠松町のまちづくりの基本をなす第5次総合計画、中でもリバーサイドタウンかさまつ計画との関連についての説明をお聞かせください。

次に、桜の木植樹についてお尋ねをいたします。

笠松町では、町生誕120年を記念して、平成21年11月1日に町の花を桜としました。笠松町には、奈良津堤防から笠松競馬場にかけて見事な桜が立ち並び、町内外から花見に訪れる方々の癒やしの場となっていることや、桜町の堤防沿い、今は少なくっておりますが相生町の本曾川沿い、そして町内の神社仏閣などなど多くの桜の大樹があることによるものと考えます。

しかし、町の花制定から4年を迎えようとしておりますが、その間、現存の桜の木を管理保全はしてきましたが、将来に向けた植樹は行われておりません。町の花を後世に伝えていくことは今の私たちに与えられた責務でありますので、他の花と違い、1年や2年で咲き誇ることもあり得ませんので、計画的に植樹していかなければなりません。

そこで、北及の笠松運動公園を都市公園として本年から5年計画で整備することになっておりますが、公園内には町の花、桜を植えることになっております。

その桜ですが、桜にはいろいろな種類があり、一般的にはソメイヨシノ、しだれ桜、八重桜、芝桜などなど、またそれにも多くの品種があるやに聞いております。笠松町にある桜は、ほとんどがソメイヨシノであります。こうした現状から、笠松運動公園整備に際して、岐阜県内にある全国的に有名な桜がたくさんあります。例えば根尾の淡墨桜、旧宮村の臥龍桜、白川町の水戸野しだれ桜、最近話題となっている緑の花が咲く御衣黄という桜などなど、こういう桜を植樹して町民に楽しんでいただきたいと思いますと考えます。ついては、町長のトップセールスにより実現していただきたいと思いますので、町長の考え方を示してください。

次に、下羽栗地域の河川敷にあるトンボ天国周辺の運動施設ですが、最近完成した人工芝のサッカー場も含めて日よけになる木がなく、運動する選手や観戦に来た関係者も日陰を求める声を多く耳にしますが、国土交通省では、河川敷に固定物の設置はできないとの見解から、植樹ができない状況です。しかし、人工芝のサッカー場の照明灯ではその規制を緩和していただいているようになっており、また環境楽園の所有するサッカー場近くのトイレや駐車場には植樹してあります。

こうしたことから、グラウンド周辺に桜の木を植樹できるように粘り強く交渉していただきたいと思いますので、町長の考え方を示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伏屋議員さんからの質問にお答えしたいと思いますので、まず第1点の清流の国ぎふづくりの事業の中での御質問でありますので、その中でどのような事業を申請したかということや、あるいはまたそれを申請するに至った理由についての御質問でありますので、御承知のように、今年度より県が「ぎふ清流国体」あるいは「ぎふ清流大会」の成果を継承、そしてまた発展をさせて、みんなが主役となる清流の国ぎふづくりを全県的に展開す

るとして、スポーツや、あるいはまちづくりや、そしてまた環境保全といったさまざまな事業を推進しておりますが、その中に、市町村への支援ということで補助制度も新設をされてまいりました。

笠松町においては、この補助制度の事業の中で、いわゆる先導的で特色あるまちづくりに対する清流の国地域振興補助金というのを活用して、地域の住民の皆さんが積極的にスポーツに親しみ、地域の活性化が図られるスポーツイベント等に対するこのスポーツのまちづくりの支援補助金という事業の申請をさせていただきました。

1つ目の清流の国地域振興補助金というのは、対象事業として、まず各市町村が策定をする清流の国ぎふづくりを進めるための総合的な中期計画に基づく事業ということで、そしてまた当初予算に計上されて、なおかつ町の単独事業であることがこの補助要件になってきておりますので、それに適した事業として、私どもは笠松町として施設の充実によりスポーツのまちづくりを推進するために、1つは緑地公園内のテニスコートの改修事業で手を挙げさせていただきました。2つ目は、町民運動場の南駐車場の整備事業を申請させていただきました。そして、木曾川の豊かな自然に触れ合いながら気軽に運動を楽しむことができる、3つ目として、私どもはサイクリングロードの整備事業の補助申請をさせていただきました。

また、大きく2つ目に、いわゆるスポーツのまちづくり支援補助金というのを活用して、この補助金というのは主に「ぎふ清流国体」の1周年を記念したスポーツイベントがこの補助対象事業であることから、私どもは昨年国体のときにデモスポの行事として行ったグラウンドゴルフの1周年を記念する、記念町民大会等についての事業の補助申請をさせていただきました。そのような事業の申請に基づいて、これからその事業が推進できるように努力をしてまいりたいと思っております。

2つ目に、清流の国づくりの事業において、リバーサイドタウンかさまつ計画との関連についての御質問であります。清流の国地域振興補助金の補助要件として、清流の国ぎふづくりを進めるために、いわゆる町の総合的な計画に基づく事業というのが補助対象であることから、私どもは平成21年の3月にリバーサイドタウンかさまつ計画を立てさせていただいて、各種まちづくり事業を追加した、いわゆる改定版をこの清流の国ぎふづくりの計画に充てるということにさせていただきました。

このリバーサイドタウンかさまつ計画には、木曾川、そしてまた河川敷の利活用と同時にイベントによるまちづくりなど、清流の国ぎふづくりが目指す、いわゆるまちづくりに適した事業を私どもでは既に計画していることから、この国体等の成功を契機としたという旨の追記をして、それに伴うまちづくり事業を追加して、第5次総合計画の整合性も図って、今回の補助申請の要件に合わせた計画に改定をいたしました。

来年度以降も、リバーサイドタウンかさまつ計画に基づいてこの補助対象となるような事業

を実施する場合には、積極的に補助申請を行って財源の確保に努めていきたい、そのような考えで進めたいと思っております。

その次に、2つ目に桜の木の植樹についての御質問の中で、運動公園の整備に際しての桜の植樹計画をどのように考えているかという御質問であります。運動公園の改修計画の策定は、平成23年度に14人の策定委員会の皆さんによって基本計画を策定させていただきました。

この基本計画をもとに昨年度に設計を実施し、本年度から平成29年度までの5カ年を計画として、事業費を約3億円かけて改修事業を実施してまいります。この委員会では、今議員からの御質問があったように、四季の変化が感じられる公園として、桜や、あるいはもみじを植栽してはどうかという意見が出されておりましたが、この基本計画の中で、御質問のとおり、町の花でもある桜を植栽する計画として進めていきたいと思っております。

ただ、植栽する桜であります。これはまだ桜の種類とか本数とか、あるいはその公園に対する配置とか、そういう具体的な計画は未定でありますので、これは早い時期にまた策定委員会の委員さんの意見も伺いながら、このデザインを策定してまいりたいと考えております。その中で、今伏屋議員からの提案がありました桜の寄贈等についても検討をしてまいりたいと思っております。

その次に、トンボ天国周辺の運動施設の御質問の中で、そこへ桜の木の植樹について考えたかどうかという御質問であります。ことしの4月に河川敷にオープンした人工芝のサッカー場というのは町外の方が利用できることから、確かに河川敷を訪れる町外の方が徐々にふえてきたのも事実であります。このような中で、河川敷というのは町の花である桜を多くの方々にPRできる環境でもありますから、桜を植樹することによって河川敷一帯が憩いの場となることも期待はできます。そしてまた、今後、河川敷を基点としてスポーツによるまちづくりを展開していく、そういうことも考えられるわけであります。

しかしながら、議員も御承知のとおり、河川敷には治水上のいろんな関係から制約があって、特にこの場所には植樹が全くできない川の中にあるという考えと、もう1つは植栽基準が洪水時のみに水がつかる、いわゆる高水敷に当たるという考え方、この2つの見解というのが分かれておりますが、これは大変微妙なことでもありますので、仮に高水敷という考え方で進めるとしても、背の高くなる桜の植樹というのは、今の河川法や治水上の問題では困難ではないかという思いがありますが、このことについてはいろんな考え方や要素や対応の仕方がありますので、これは粘り強く国交省と考えを、我々もただしながら進めていきたいと思っております。

一朝一夕には「わかりました」という返事はないと思いますが、いろんな環境を見てみて可能性があるところを引き出して、できるだけそういうことができるような環境づくりをしていきたい、その思いだけは国交省にしっかり伝えて進めていきたいと思っております。

[6番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。前向きな答弁だというふうに理解をしました。

そこで、再度質問させていただきますけれども、まず最初に清流の国づくり事業についてありますが、今4つの事業について説明をいただきました。この4つの事業の中で、緑地公園のテニスコートだとか町民運動場の南側の駐車場だとかサイクリングロード、こういったものについては、時期的なことだということはおおよそ想像がつかますので、これは進めていただきたいというふうに思いますが、グラウンドゴルフのぎふ国体1周年記念の記念大会ですね。これはいつ、どのような内容の大会をやるかということ町の方は考えてみえるのか、その具体的な中身についてお尋ねしたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 具体的な中身は、まだこれから対応できることだと思います。

というのは、いわゆるソフトの面に対する支援というのは最高限度額も限られていますから、そんなたくさんいただけるものではない部分がありますが、ただ岐阜県の清流の国ぎふづくりの冠をいただきながらみんなでやること、そしてまたこれを町民大会としてやれることを一つの基準にしていますので、時期とか場所とか方法とかというのは、これからグラウンドゴルフ協会の皆さんとの調整や体育協会の皆さんの御指導をいただきながら、1周年を記念した盛り上げをしながら、グラウンドゴルフの町民の皆さんに対する理解や、これからの組織づくりに役立つような方法でやりたいなあという気持ちで今おりますので、具体的なことに関してはまた体協やグラウンドゴルフや伏屋議員や、皆さんに御指導をいただきながら進められるのではないかと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） それで、町長も図らずも今答弁されたんですが、この4つの事業を申請しても、県内42市町村全部がいろんな事業を展開していくわけですね。

先ほど質問の中でも最初に申しましたように、総額が1億3,000万しか県は持っていませんので、オーバーしたときにどうするのやという話になるわけですね。この中で4つの事業が、県が認めてくれるかどうかはこれから審査がありますので何とも言えないと思うんですが、ただここではっきり言えるのは、清流の国ぎふづくり事業というのは、もともとの発想がぎふ国体の成功を一過性のものにしたくないということの思いで来ていますので、国体1周年記念というグラウンドゴルフの大会は最優先で補助金が確保できるのではないかなあということは予測ができると思います。

この5月に申請したんですが、補助金の決定はいつになるんですか。それをまずお聞きしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 多分決定が、それぞれの調整をして内定してくるのが6月いっぱいぐらいに方向が決まってくると思います。

たまたま今言われたように、1億3,000万の枠の中で42市町村が一斉に参加をすれば、上限が決まっても回るかどうかはわかりません。けど、我々の気持ちや意欲は県にはしっかり伝わっておりますので、何とかできるように頑張りたいと思いますし、たまたま環境が、いわゆる清流の国ぎふづくりの推進県民会議というのでございまして、その県民会議の委員に知事から、まだ二、三日前ですか、委員に就任をしてくれという依頼もございました。たまたまこれは笠松町長ということだけではなくて、県の町村会長という立場から県民会議への参加が言われたんだと思いますが、そういうような環境もしっかり使いながら、もちろん県民の皆さんのためにやることで、私どもの町だけのことで利益誘導するわけにはまいりませんが、その辺のことはお互いにしっかりお願いをしながら、また体協やグラウンドゴルフ協会の皆さんの力強い後押しがあれば、僕はこの事業に関しては理解していただけたと思いますので、これからの状況を見守っていただければありがたいと思います。

ただ、これが補助がつかなかったからじゃあやめるという問題ではありませんので、そういうことも踏まえて対応を検討していきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。グラウンドゴルフに対する熱い思いを今語っていただいて、県の補助金がつかなくても1周年記念はやるというふうに私は今理解しました。

それで、実はこの事業を最初に提案といいますか、質問のところでお話ししましたが、どうも県のやっていることが後手といいますか、恐らくこれは知事が発想したことなんですけれども、事務局の体制が非常におくれている。

当初予算にはつけたけれども要綱が決まったのが4月23日だと、年度に入ってから要綱が決まったわけですね。本来であれば、予算に計上する段階で要綱はできてなきゃいかん事業だと思ったんですが、それがやれてなかった。降って湧いたような事業かなあというふうに思ったんですけども、もともと岐阜県のことからいうと、岐阜県を元気にするには、まず基礎自治体である市町村が元気にならないと元気と言えないわけですね。

ですから、県は直接県民との事業というのは本当に少ないというふうに私は思っています。ほとんどやるのが、基礎自治体である市町村が主体になってやる事業、こういったものによって岐阜県内の活性化が図っていけるのではないかとというふうに思います。

したがって、県はもっとこういった事業に多額の予算を投入してもしかるべきではないかなというふうに思いますが、今町長さんがおっしゃった清流の国ぎふづくり県民会議ですか、そ

の委員に就任される、また町村会長という立場で就任されるということですので、大いにその辺を発言していただいて、もっと基礎自治体の活性化に向けて県は努力すべきだと。そういうことによって、岐阜県がプラスになっていくということを発言していただきたい、これは要望にしておきますが。

そこで、また戻りますけれども、リバーサイドタウンかさまつ計画との中での位置づけというのをお聞きしたんですけれども、改定版をつくって、これが将来的に県の事業として継続されるならば、リバーサイドタウンかさまつ計画に沿って補助申請といたしますか、補助金をもらいたいというようなことも先ほど答弁されたわけですが、これは大変私はいいいことだなあというふうに思っております。

そういった笠松のまちづくりの根幹をなすのは第5次総合計画であり、リバーサイドタウンかさまつ計画であると思っておりますが、そういったものが時代の流れと同時に、また世情の変化によって改定をしていく、これは当然必要なことだろうと思えますし、県がこういう事業を取り組んできたということならば、そういったものも一つの糧にしていくべきだろうというふうに思います。

それで再度確認なんですけど、この改定版について、この事業に向けてつくられたんではないかなということを思うんですけれども、もう少し中身を私ども議員のほうに提示いただいて協議をし、来年度、平成26年度に向けて確たるものにしていってはどうかなあということを思いますが、その辺について町長のお考えをお願いしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） その辺のことについては、今議員から質問があったとおり、県自体がそういう状況で、ちょっとおくれて対応してきた部分もあって、我々も急遽そういうことを考えて対応したこともありました。

ですから、今言われたように、私どもの平成21年に策定したリバーサイドタウンかさまつ計画の基本を継承しながら、そういう計画の中での事業主体として、笠松町がやっている事業に対する補助ですから、そのことはもっともっと幅広いですので、そういうことも含めてこれから、例えば来年度も県が清流の国ぎふづくりの支援を進めていく限り、知恵を出してこれは進めていくべきであるし、やる予定でありますので、そのときにはまた議員の皆さんにもいろいろお知恵をかしていただいて、一緒になって進んでいけば対応がもっともっと幅広くできるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 次に、この清流の国づくりの事業でのことなんですが、これの発想が、先ほどから何回も私申し上げているように、ぎふ国体の成功にあったことが基点になっている

わけですね。

そこで、さっきの補助事業の3つの中の1つにスポーツのまちづくり支援事業というのがありますが、これで笠松町としてはグラウンドゴルフの申請なんですけれども、それはそれでいいんですが、天皇杯、皇后杯を獲得して、その勢いをまたことしの東京国体にも引き続き岐阜県の競技力向上を目指していくというのが岐阜県の考え方なんです、たまたま47年前、第20回の岐阜国体のときには岐阜県の競技力というのは非常に低い状況でありましたので、天皇杯、皇后杯を獲得するためには他県から選手をたくさん引っ張ってきて獲得したわけですね。

今回も同じように獲得はしたんですけれども、他県の選手も来てくれました。オリンピック選手も来てくれました。47年前は、国体が終わったらすぐどこかのほかの県へ行ってしまった。いわゆるあの当時言われたのがジブシー選手という、そういった選手がたくさんいたんですけれども、今回の他県といますか、よそから来ていただいた選手が割かし残っているんですね。ほかの県に移動しない、岐阜県にそのまま残っているということも聞いておりますが、こうしたことからいって、岐阜県がやろうとする天皇杯、皇后杯でまた目指していきたいというんですけれども、天皇杯、皇后杯を開催県でなければ取れないということはわかり切っているわけなんですけれども、岐阜県がどんなに頑張ったって獲得は絶対不可能であるわけなんです、そういったことから考えていくと、いわゆる競技力向上を目指していくときに笠松町として何ができるのかなあと。

清流国体のために優秀な選手を他県から引っ張ってきて、笠松町内の企業に就職した選手はいないわけですね。岐阜市内だとか大垣市内だとか、大きな企業には入ってもらったんですけれども、笠松町はそういった企業がなくて、そういった選手の育成はしてないわけなんです、そしてこういった競技力向上に向けて、先ほど言いましたように笠松町が岐阜県の中の一町なんですけれども、どういったことで貢献できるのかなあとということですね。これについても町長さん、どう考えてみえるのか。例えばF C岐阜に対してはサッカー場の整備、それから笠松町の既存施設の提供、こういったことで支援もしていくわけなんですけれども、それ以外のものに対してはどういうふうなことを考えてみえるのか、そのお考えがあればちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今言われたように、競技力の向上のためには、私どもで具体的にできることは運動施設等の環境整備をしていくこと、これは今おっしゃったF C岐阜もそうですし、サッカーを通じたいろんな競技の発展にもなると思います。

それともう1つは、なかなか笠松の企業の中でそういうアスリートを連れてきて面倒を見て、スポーツに対して頑張るといふ会社がなかなか見当たらない部分もありますから、そのことを我々が具体的に支援することは難しいかもしれませんが、またスポーツやそういう頑張ってい

るアスリートの皆さん、笠松やあるいは笠松の関係で見える皆さんに対して、やっぱり励みになることを町や私どもができるのは、この間制定させていただいた町民栄誉賞の要綱の中で、これは大賞とか栄誉賞とか、あるいは特別奨励賞とか3段階ありますから、その頑張った皆さんに対してそういうことをできるようにすることが一つの励みになると同時に、町民の皆さんにもそういう意識を持っていただいて、みんなで盛り上げていく機運にもなるのではないかと思います。

それと同時に、これも全体的なことではありますが、たまたま今の清流国体の県民会議に就任したと同時に、同じように例えば競技力の向上も含めて、今度岐阜県の競技力向上対策委員会というのができたのに対して、その委員として就任を要請されましたから就任を承諾しました。これは県下全体でのいろんな競技力向上を検討する委員会でありますから、今言われたようないろんなことに対する情報も入ってきますし、また笠松町の状況を見ながら意見も言えることですから、これは県の委員会としてそういうところへ出てくることによって対応が変わってくると思いますから、たまたまそういう立場をいただいたことを全面的に利用して頑張っていくことが笠松町のスポーツの振興になるのではないかと思いますから、今の2つの委員会に関しては全力投球して頑張っていきたいと思いますので、そういう機会に恵まれたことも御理解いただいて、より一層の御指導をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[6番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 競技力向上の委員会のほうにも就任されるということですので、そちらのほうでも笠松町をアピールしていただきたい。アピールするためには、何か材料がないとアピールできないので、今私どもが聞いておる範囲では、水泳でいい選手がおる。ひょっとしてオリンピックへ行くんじゃないかというようなことも言われておるような選手が2人ほどおるので、何とかその選手に頑張っていっていただくと、笠松町の名が全国的に上がるのかなあというふうに思いますので、そういったときはまた笠松町を挙げて支援していただきたいというふうに、これは要望しておきます。

そして、これは教育長さんのほうにも1つ要望なんですけれども、トップアスリートといいますが、トップ選手をつくっていくためには、先ほど言いましたように他県から選手を集めてきて笠松町の中の企業に入れる。簡単ですけども、なかなかそう簡単にはいかない。企業も今苦しいときですから、そういった選手を抱えることもなかなか難しいのではないかなあということで、そうすると笠松町民の子供たちからそういったものを育てていく。いわゆるトップアスリートの卵を育てていくということが必要ではないかなあということをおもうんです。

それで、一番必要なのが学校教育、学校体育の中でそういった選手が生まれてくるのが望

ましいというふうに思いますので、そういった選手を生み育てるための指導者について、いい指導者を笠松中学校なり笠松の3つの小学校にも送り込んでいただけるように、よろしく願いしたいというふうに思います。これは要望ですので、答弁は要りません。

あと20分しかないんですが、これで清流の国ぎふづくりについては終わります。

次に、桜の木の植樹なんですが、町長さんの答弁で、笠松運動公園、都市公園の整備、5年計画で今年からやるんですけれども、そのゾーンですね。どのゾーンにどういうふうにするかということはこれから検討していきたいということをおっしゃってみえたんですが、そのゾーンの設定については、いつごろまでをめどとして考えてみえるのか。

5年計画なんですけれども、まだ5年計画で今年度は何やる、来年度はどこをやる、そういった工事スケジュールというのが私どもわからないんですけれども、そういったゾーン設定についてはいつごろをめどに検討していかれるつもりなのか、それについてまずお答えいただきたいんですが。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 全体の計画についてでございますが、まず全体のゾーン設定については、この間全員協議会のほうでも御説明をさせていただきましたが、その中での桜木、もしくは先ほどお話ししましたもみじ等の配置等については、とにかくできる限り早い時期に、ここにこのような木を入れたいというデザインは策定したいと思っておりますが、これは今年度といわず、来年度といわず、とにかく早い時期にはいろいろなデザインは策定をしていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 早急にそれを立ち上げていただいて、策定をいただいて、目に見える形で、希望が持てると思いますか、明るい笠松にさせていただきたいなあというふうに思います。

そして、河川敷のことなんですが、町長さんは粘り強く交渉するというので、私もそのとおりにお願いしたいと思うんですけれども、なかなか今の河川法といいますか、法律でいうと難しいんじゃないかと思えますし、高い木が植えることはできない。ただ、ひとり生えはいいみたいなことは言ってみるんですが、いわゆるグラウンドの周辺には木がないんですね。要するに、グラウンドをつくるためにひとり生えであった木はみんな切ってしまったんですね。それできれいにしてグラウンドとして使えるようにしてしまった。ですから、周りに全くないんですけれども、トンボ天国のところには木がたくさんあるんですね。

ですから、あそこでグラウンドゴルフの方々が楽しんでみえるんですけれども、あれは木陰があつていいんですけれども、いざ野球場だとかソフトボールだとかサッカーだとかいうところには全く木がないという状況ですね。

先ほど申しましたように、自分たちのつくったトイレのところには、また駐車場には木が植えてある、植樹した木なんですね、あれ。これも高くなる木なんですよ。こんな低木では、大きな木が植えてありますので、その辺もぜひまた運用の妙といいますか、法の解釈の仕方でもなるかなあというふうに思いますけれども、そのためには粘り強く交渉していただいて、笠松全体が桜の花が咲いてきれいだなあというところも、やっぱり笠松の魅力の発信をしていく必要があるんじゃないかということを思いますけれども、そういったことをお願いすると同時に、もう1つは、よく私も車で走っていると、これも建設課のほうにちょっと忠告をしておいたんですけれども、街路樹がほとんどハナミズキなんですね。何でハナミズキなのかということで、あれを桜の木にかえたらどうだと。あれは国交省の許可も要りませんし、笠松町独自でできる。町道であれば笠松町ができるわけですし、また県道、国道であれば、県、それから国道事務所のほうにもお願いして、桜の木にかえたらどうかなあということを思うんですが、その辺はどう考えてみえますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 何でハナミズキかということは、ちょっと私にはわかりません。前からありましたので。

ただ問題は、そういうところに植樹する木というのは、横に広がる木は道路の交通上の支障やいろんなことがあるから、そういう制約が僕は必ずあると思いますので、その辺のことも一回よく調べて、ただ、きれいに咲くハナミズキをかえてしまうことは今ちょっと考えてはおりませんが、これからの問題として桜というのはいいと思いますが、そういう問題があること、そしてまた住宅に近いところであれば、季節によっては本当に毛虫の発生がひどいときがあります。そういう問題があること、そしてまた落ち葉やいろんなことで御迷惑をかけること、いろんな要素がありますから、ただ1週間きれいだなあという桜と同時に、その後の環境もやっぱり考えなきゃならないのが私どもの仕事ではないかと思いますので、そういうお気持ちもしっかり酌み取りながら、やれることを一回検討することは、せつかく町の花として桜を皆さんに選定していただいただけに、有効に対応することが仕事ではないかと思いますので、そういうことも考えてみたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 木が大きくなって横に広がるということであるならば、各務原にいちょう通りというのがありますね。イチョウ並木が延々と続いておる道路があるんですね。あそこらもう木がどんどん大きくなって、冬場ですかね。イチョウの実がついた後に、落ちてから枝を切って、クレーン車か何か持って行ってやっていますね、あれ。管理費が大変かなあということも思いますけれども、ああいったこともやっているというところもありますので、桜の木

が大きくなるということもあるんですけども、それはあんまり影響ないかなあということを感じるんですが、毛虫が出るのは大変だと思います。

ただ、今毛虫対策でフェロモンが発生する箱ですね。あれによって奈良津堤防の毛虫がほとんどいなくなったというふうに聞いておりますし、みなと公園、あそこの桜もほとんど毛虫がいなくなったというふうに私は感じておりますので、その対策はできるのかなあということを感じます。

いずれにしても、笠松の町の中へ入ったら、春の季節になったら桜がいっぱい咲いておるということをお考えいただいて、それでまちづくりをしていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（岡田文雄君） どうもありがとうございました。

一般質問の途中ですが、11時まで休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

一般質問を行います。

2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回取り上げましたテーマは、子宮頸がん予防についてであります。

それでは、質問書のほうを朗読させていただきたいと思っております。

今や、がんは日本人の2人の1人がかかり、3人に1人が亡くなると言われるほどの国民病になっております。しかし、原因についても不明な点が多く、その予防や治療法も研究段階にあります。

こうした中、子宮頸がんにおきましてはHPV（ヒトパピローマウイルス）が原因であることが突きとめられ、予防ワクチンも開発されました。日本では、年間約2,700人が命を落とす子宮頸がんの予防に大きな効果があると期待され、国を挙げてHPVワクチン接種を奨励する動きになりました。笠松町でも、接種の公費負担の仕組みができました。

しかしながら、ここに来て、ワクチンの副作用問題がクローズアップされてきました。厚生労働省によりますと、国内でワクチンが販売されてから昨年までの約3年間で、副作用の届け出は1,968件、うち重篤は106件でした。重篤な副作用の発生頻度は、接種100万回当たり約12.3件で、日本脳炎の約26.0件よりは低いものの、インフルエンザの約0.9件、不活化ポリオの約2.1件を上回っております。

今回の質問では、主に子宮頸がんワクチンに焦点を当てながら、予防医療の今後の課題を探っていきたいと考えております。

それでは最初に、子宮頸がんワクチン接種の現況についてお尋ねいたします。

笠松町では、現在、中学1年から高校1年、年齢的には13歳から16歳になる女子を対象に接種を進めています。笠松町内の対象者は何人で、実際に接種を受けた人はどのくらいいたのか、接種率とあわせて御提示ください。

また、中学校では、ワクチン接種に関して誰がどのような方法で説明しているのかも教えてください。さらに、高校1年生に対しては、どのように通知しているのかも説明してください。

次に、副作用問題の対応をお聞きします。

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会によりますと、ワクチンが原因と思われる副作用として、失神、激しい頭痛、発熱、全身の痛み、けいれん、呼吸困難、吐き気、記憶障害、計算障害、歩行障害、難病指定のギランバレー症候群、全身性エリテマトーデスなどの症状や病気を上げております。

国の検討部会では、今の段階ではワクチンとの因果関係を判断するには難しいとの結論を出しましたが、接種対象者の子供たちや保護者の間からは不安の声が高まっています。一方で、ワクチンに限らず、薬の副作用に関しては医療関係者の間でもその見解が大きく分かれています。そうしたことから、この場では子宮頸がんワクチン接種の是非にまで踏み込むつもりはありません。しかしながら、国が公表した副作用だけとっても、2,771人に1人が発生する頻度となっています。笠松町から被害者が出る可能性が十分あり得る数値だと思えます。

接種を受けるかどうかは本人や保護者の判断によるものですが、副作用のリスクを含めた判断材料をしっかりと開示し、少なくともみんなが打つからと受動的な姿勢ではなく、自分の意思で決めるよう促すべきだと考えます。

もちろん、町でも接種対象者への啓発や説明を行っていると思います。ただいまお手元に子宮頸がん予防接種説明書という文書を配付させていただきましたが、この文書の説明によりますと、これは中学1年の女子を対象に配付されたとのことでございます。

さて、この文書を実際に読んでみた感想としては、用いられている言葉も難しく、高尚というべきか、いかにもお役所的な文章という印象を受けました。とても中学1年生が読んで理解できるようなレベルではないかと思えます。それだけではなく、接種対象者に伝えるべき重要な情報が抜けております。

例えば、なぜ中学1年から高校1年の女子が対象なのかが明記されておられませんし、また後ほど触れますが、ワクチン接種だけでは子宮頸がんが100%予防できないという極めて重要なことが直接的には説明されておられません。また、副作用、この文書では副反応とされておりますが、ついては医学書の専門用語がそのまま羅列されているような記載で、果たしてこれを読

んだ中学生が、具体的な症状を思い浮かべるかどうか甚だ疑問であります。

そこでお尋ねいたします。

私は、現在町が配付している説明書を中学生が読んで接種が判断できる、あるいは保護者と一緒に相談するための資料に使えるよう平易なものに改定すべきだと考えております。具体的には、言葉をやわらかくしたり、イラストやグラフを用いたり、副作用についての記載をふやすなどの工夫が必要だと思いますが、町としてのお考えをお聞かせください。

また、万が一副作用が出た場合、説明書には健康被害救済制度があるとされています。ただ、中身をよく読みますと、国の審議会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合のみ補償されるとも書かれております。前段に申し上げたとおり、ワクチンと副作用の因果関係は研究の真っ最中であり、認定のハードルは極めて高いのではないかと推察されます。そこで、過去に全国で予防接種の副作用に関する救済が認められた例が幾つあるのか、データがわかるのなら示してください。また、仮に副作用が認められた場合、町の責任はどうなるのかについても教えてください。

次に、子宮頸がん検診についてお尋ねいたします。

今回の質問を作成するに当たって、幾つかの文献を参考にしましたが、私は大きな誤解をしていたことに気づきました。それはワクチンだけでは100%がん発症を防ぐことはできないということです。

HPVは150種類以上と確認されておりますが、このうちワクチンで防げるのはそのうちの70%とされております。つまり、30%はがんになる手前の病変の発生を防げないそうです。また、その効果も最大で9.4年と言われており、決して万能予防薬ではないことを知りました。

そのため、医療機関等ではがん検診の併用を進めております。検査方法は、子宮頸部の細胞を採取する細胞診と、細胞にHPVが忍び込んでいないかを調べるHPV検査があります。米国では、両方の検査とも陰性ならば3年間は検査の必要がないとの指針があるそうです。

そもそも検診は、病変の早期発見の点においてはどのような病気にも有効ですが、受診率の低さが問題とされております。日本の子宮頸がんの受診率は全体で24%、発症者がふえている20から30代を見ると、20代は約3%で、30代でも10%程度とされております。

そこで質問いたします。

町の子宮頸がん検診の受診率は何%か。特に、20代、30代はどの程度受けているのかを教えてください。また、検査精度の向上や受診者の利便性のために現在は細胞診に対してのみ補助を行っているものを、今後はHPV検査まで拡大する考えはないのでしょうか。

さらに、受診率アップ、特に若い世代に受けてもらうために、これからどのような取り組みをされるのかもあわせてお尋ねします。

さて、これまで子宮頸がん予防の方策としてHPVワクチン接種と検診を取り上げてきまし

たが、最も基本的なことは、教育現場における健康教育、いわゆる性教育の充実であるという意見があります。なぜなら、HPVの感染経路は性交渉に伴うものが最も多いとされているからであります。

近年、若い女性の間で子宮頸がんにかかる人が急増しておりますが、その背景について、政府も性交渉開始時期の低年齢化の影響があるものと考えているとの見解を示しました。中学校などで、子宮頸がんワクチン接種の説明をする際に、子宮頸がんと性交渉の関連を含めた指導を進めることも一考の余地があるのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねします。

学校現場では、子供たちに子宮頸がんなど性交渉によって感染するおそれのある病気について、どのように教育指導されているのか。また、従来の健康教育は閉鎖的な面が否めず、特に男子においては不十分なような気がします。

今後は、子宮頸がんのみならず、感染症の予防や子供たちを性犯罪から守るという意味でも、保護者や医療関係者を交えたオープンな場での議論も必要ではないかと思いますが、見解をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんから質問にお答えさせていただきますが、まず私からは4点ほど答弁をさせていただきますが、最後の答弁に関しては担当部長から御説明をさせていただきます。

まず1つ、子宮頸がん予防についての予防接種説明書の工夫についての御質問がありました。この予防接種は保護者の同伴が原則でありますし、また保護者の方がこの説明書を読んで理解して、そしてまた子供さんにこの予防接種を受けさせていただくための説明ではありますが、平成25年3月にこれが、国が規定をした文面をそのまま引用しており、確かに正確に伝えるためには、これは専門用語も多いことでもありますので、一般的にはなかなかわかりにくい側面はあるかとは思いますが。

しかしながら、現時点では医学的な論拠に乏しいとしているものの、新聞等で御承知のように重大な副反応と思われる事例が見受けられる現在、議員御指摘の接種対象者の年齢要件やあるいはワクチン接種に関する効果や、あるいは副反応に関する件など、十分に理解をしていただく必要があると考えますので、今後は今まで以上にこの副読本を添付するなど、わかりやすい説明に配慮をしていきたいと思っております。

その次に、子宮頸がん検診の受診率はどれくらいで、どのような程度なのかという御質問ですが、子宮頸がん検診というのは2年ごとに受診をされておりますが、年度ごとにその

受診者数の変動がありますが、平成24年度の受診率は13.6%と他のがん検診と比較して受診率は確かに低くなっております。また20代の方は受診者全体の12.6%、そしてまた30代は36%という記述になっております。

そして、受診率向上の質問の中で、HPV検査まで拡大する考えはあるのかということ、そしてまた受診率のアップや、特に若い世代に受けてもらうためにはどのような取り組みをするのかという御質問であります。HPV検査につきましては、昨年度に国でその導入の検討がされましたが、結果として事業化されなかった経緯があります。今年度、国に先行してこのHPV検査の導入を決めた自治体があるとは聞いております。

議員御指摘のとおり、このHPV検査も子宮頸がん予防対策の一つとしてこれは十分検討する余地はあると思いますので、先ほど申し上げました先行市町村の状況等も注視をしていきたいと思っております。

また、受診率の向上につきましては、このワクチン接種のお知らせ配付時にあわせて子宮頸がん検診の重要性を盛り込んだ啓発を行うなど、学校等との連携を密にしながら、より効果的な広報や啓発に努めてまいりたいと思っております。

その次に、ワクチンの副作用問題の中で、全国でこの予防接種の副反応に関する救済制度が認められた件数はどれくらいあるのかという御質問であります。子宮頸がんワクチン予防接種による副作用について、救済制度が認められた件数は承知をしておりますが、平成24年11月末に厚生労働省の調査による資料では、予防接種健康被害認定者数、これは昭和52年2月からの累積であります。この認定者数は2,846人、なおそのうち最も多かったのはMMRである麻疹、風疹、おたふく風邪の認定者数が1,041人となっております。

そして、そのワクチン等の副作用問題の中で、町の責任はどうなるのかという御質問であります。予防接種健康被害が発生した場合、保護者から町に通報が入る場合と、あるいは副反応が発生し、医療機関から厚生労働大臣へ報告をして、県、保健所を経由して町に報告される場合とがあります。どちらも報告がなされた後に、町は予防接種健康被害調査委員会を開会し、この健康被害に対する情報収集等を行ってまいります。その後、町が岐阜保健所に報告をし、保健所から県、国と報告をいたします。これによって疾病・障害認定審査会に諮られて、当該予防接種と因果関係がある旨厚生労働大臣が認定した場合、町はこの健康被害の給付を行うこととなっているということになります。

あとの問題に関して、担当部長から御説明をさせていただきますのでお願いします。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 子宮頸がん予防についての学校での健康教育について、お答えをします。

一番初めの性感染症と感染するおそれのある病気について、どのように指導しているかとい

うことについてでございます。

学習指導要領、保健体育の保健分野では、健康な生活と疾病の予防という内容に位置づいておりまして、感染症は病原体が主な要因となって発生すること、また感染症の多くは発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できること、これを学ぶこととされています。保健体育の教科書には挿絵も工夫されておりまして、非常にわかりやすく学べるようにされております。

具体的には、例えば細菌やウイルスなどの病原体が体の中に侵入して定着・増殖することを感染といい、病原体の感染によって起こる病気を感染症といいますと、こういつて定義されています。インフルエンザ等については、海外旅行者や輸入動物が持ち込むこともあるとか、温度や湿度、人口密度、交通などの環境の条件が関係していること、病原体が侵入しても発症する、発病するとは限らないこと、栄養の状態や本人の抵抗力など主体の条件も関係することなど、幅広く学ぶこととなっております。

感染症をめぐる近年の問題として、エイズやSARS、新型インフルエンザなどの新しい感染症についても学び、性感染症とその予防、こういった単元が設けられておりますけれども、ここでは主な性感染症、感染症の予防、エイズとその予防についても学びます。ただ、子宮頸がん予防のワクチンの免疫反応が思春期では特によいとして、最も優先的に接種が奨励されているのが10歳から14歳とされていますけれども、中学校では、現在、子宮頸がんを取り上げた指導というのは行われておりません。

それから2つ目の、従来の健康教育というのは閉鎖的で、特に男子において不十分であるかという御意見についてでございます。

学習指導要領に基づいて指導することになっておりまして、過去のように、雨が降ったときしか保健の授業がなくて、指導内容も十分こなされていないというようなことでは現在はありません。3年間の健康教育の指導計画に基づいて指導されており、男女の違いもありません。中学生のほうがかきちんと学んでいると思っております。

一方、大人が感染症になる事例がふえており、実際に過去の感染症とされた結核患者が全国で2万人以上発生しておったり、乳幼児が多くかかる麻疹が大人の間でも流行したりしている現状でございます。

3つ目の、保護者や医療関係者も含めたオープンな議論が必要と思うかどうかという御質問に関してでございます。

学校では、この学習の後に、例えば性感染症にかかったりうつしたりしないようにするためにはどのようなことに注意したらよいか話し合ってみましょうと、こういった投げかけであったり、検査でHIVに感染していることがわかって、治せないから無駄ではないか、ショックを受けるなら知らせないでいたほうが良いと、こういった意見に対してあなたはどうか

すかと、こういったような投げかけがされておったり、子供たちの議論の場というのを求めております。

感染症に関しては、保健の指導だけではなくて、道徳で相手への思いやりとか望ましい生活習慣を身につけること、それから差別や偏見を持つことなく公平・公正であること、相手の人格を尊重することなどを学習したり、学級活動で個人及び社会の一員としてのあり方、生き方などを学習したりすることと並行して学ぶということがとても大切だと思っています。

しかし、こういった意図的な指導をしても、生徒が自分自身の問題として受けとめるということが大変難しい状況にあるというふうに判断しております。議員のおっしゃるように、保護者も含めて幅広く議論するということはとてもいいことだと思っています。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 私のほうからは、ワクチン接種の現況ということで、笠松町の対象者は何人か、実際接種を受けた人、接種率とあわせて御提示くださいという御質問と、そのワクチンの接種に関して、誰がどのような方法で説明しているか。さらに、高校1年生に対してはどのように通知しているかと、この2つの御質問に対してお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンは、前年度まで任意接種でございまして、中学校1年生から高校1年生までのこの広い範囲で、どの年齢で接種していただいてもよろしいんですけども、6カ月間の間に3回を接種していただくというものでありまして、なかなか接種率の出し方というのが、その時点で捉えるのが難しいんですけども、1回接種という考え方で全体で捉えますと、対象者418人に対して実接種者が146人ということで、接種率は34.9%ということになります。

そして、次の御質問の、説明書といえますか、御案内の出し方なんですけれども、これが予防接種法の一部改正によって25年度から定期予防接種になっておりまして、標準的接種年齢が中学校1年生というふうにされておりますので、中学校1年生に対しまして「予防接種のお知らせ」を入学時にお出しする、基本的には保護者にお出ししてということになります。その手法として、中学校での配付というふうにさせていただいて、笠松中学校以外の中学校1年生の方につきましては直接郵送でお送りさせていただいたということです。

確かに議員御指摘のとおり、十分な説明になっていなかった、準備段階で定期接種になったのもぎりぎりになって確定したということもございまして、不十分であったかもしれないという反省のもとに、今後はわかりやすい媒体を使うなどして十分理解していただくように検討していきたいというふうに考えております。

また、結果論なんですけど、高校1年生につきましては、これまで任意接種であったということもありまして、基本的に中学校1年生から実施しているという考え方で、特に個別通知は

しておりません。ホームページ、広報紙、あるいはカレンダー等での周知にとどまっております。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

次の質問に入ります前に、一言申し上げます。

なぜ女の子の保護者でもない私がこの女性特有の病気を取り上げたか、その点についてはいぶかしがる方もいらっしゃるかもしれませんが、今議会でも取り上げられております風疹の予防とか、これから予防医療や予防接種の問題、非常にクローズアップされてくると思います。

こうした中、子宮頸がんのワクチン、本当に非常に今週刊誌あるいはテレビ等でも、徐々に燎原の火のごとく広がりを見せており、今後何らか国が対応をとらざるを得ない状況になってくるのではないかと。そういった流れを踏まえますと、やはりここでいま一度これからの予防医療のあり方を町としても考えていただくきっかけにさせていただきたい、そういうような象徴的な意味で取り上げさせていただいたことを、まずもってお含みおきをいただいて、質問に入らせていただきたいと思います。

それでは最初に、事実関係について部長にお尋ねしますが、これまでに町に対しまして副作用と思われるような報告とか問い合わせ、あるいはワクチン接種に対して不安なんだけど大丈夫なのかというような保護者や、あるいは本人の声というのは届いているのか、その辺把握されているのかどうか、それをお答え願いたいと思いますが。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 子宮頸がんワクチンに関して、そういった報告なりお問い合わせはないというふうに聞いております。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 今のところ、当町ではこうした問題は起きていないということで、理解させていただきたいと思います。

それでは次にお尋ねをしますが、先ほども触れましたが、このワクチンの副作用の問題等につきましても、一番の原因というのが、接種を受ける子供や保護者がワクチンについて正しい情報が伝わっていない、それに尽きると思います。

そのため、例えばインターネット上には玉石混交の情報があふれているわけなんですね。例えば子宮頸がんワクチンを打つと不妊症になってしまうと、科学的根拠がないような話が堂々とネット上にアップされていると。また、そういうものを読んだ保護者の間から、必要以上に体調不良とワクチン接種を結びつけてしまう、そういう過剰反応という言い方は適切ではない

かもしれませんが、そうした声も実際あると。

そこで教育長さんにお尋ねしますが、この予防接種の説明書を、先ほど答弁の中では保護者向けというふうに言われましたが、やっぱり一番肝心なのは接種者本人、中学校1年生、これ入学式のときに配られたわけですので、実質小学校6年生に近いと思うんですが、この文章を読んで果たして正確に子宮頸がんのこととか、あと副反応について、また救済制度について理解できると思われませんか。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 私のほうで入手した、町のほうから配付された文書は、中学校1年生のお子様の保護者様という宛名がついておりまして、保護者宛てにこの文書というのは投げられております。

もちろん、議員おっしゃるように、私が読んでも、中学校の1年生にとっては、医学用語というものが非常に多く使われていて、これをもって子宮頸がんの予防接種の内容について生徒が理解するとは思っておりません。

ただ、実は国のほうも感染症については非常に敏感になっておりまして、この3月に文部科学省のほうから、学校において予防すべき感染症の解説といった具体的に一つ一つの感染症を上げて、この感染症に関する病原体であったり、潜伏期間であったり、感染経路であったり、症状であったり、こういったものが逐一述べられていますが、ここの中には子宮頸がんについては全く触れられておりません。

私どもも少しこのことについてはきちんと勉強しなければならないと思っていますし、学校で感染症の勉強、それから性感染症について勉強するときに、ほんの少しは加えていただいて、これは学校の体育の教員が十分医学的な知識を持っているわけではありませんので、子供たちにもしかしたら伝えるということになるかもしれませんが、議員のおっしゃったように、事実誤認、根拠のないというようなことは伝えずに、きちんと町の方から案内されておるものであったり、それから公的に発出されている文書をもとにして、子供たちにも説明できるような配慮をしていきたいというふうに思っています。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

ぜひともそのように、本当に何でこの子宮頸がんの感染症について、ここまで大々的に問題になっているのに国のほうがそういうのを示していないかというのは、何となく釈然としないのですが、ただ、今教育長さん、この文章は子供向けではなく保護者というふうにおっしゃいましたが、はっきり言って大人が読んでもよくわかりません、この文章は。

担当のほうに聞きましたら、国のほうから流されてきた文章、全く接種を受ける人のことを

全然考えていない。ただ一応書いてありますよと、何かアリバイという言い方は適切でないかもしれませんが、非常に下手くそな文章です、これは。こんなものという言い方はおかしいですね。これを読んで、保護者も果たして子宮頸がんのワクチンの重要性とか、あるいはそういうリスクについてはっきり適切に考えられるか、それはいささか疑問でございますので、そういった意味では、来年度ですか、副読本をつくっていただけるということ、これは一歩前進として評価したいんですが、例えば副読本ができるまでの間、例えば問い合わせとか何らかのことがあった場合に、町としても備えておく必要があると思うんですが、町長、そのあたりどうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） このいわゆる子宮頸がんの予防接種に関しては、確かに今言われたように、皆さんに対するお知らせというのが本当に難しい文章なんです。

ただ、これは極めて医学的なことが多いだけに、いろんなアレンジして考えを言うわけにはまいりませんから、当然、最低限伝えることがこのことだということで書いたことでありますから、大変わかりにくい部分があることは事実だと思います。

そしてまた、その後いろいろ資料を集めたり勉強したり、情報を集めている中で、確かにこの子宮頸がんワクチンで予防できるよということのわかりやすいイラストつきのいろんな部分がある、ここにあるように自治医大から出ていたり、いろんな状況で書いてありますから、そういう情報をしっかり集めながら住民の皆さんに一番わかりやすい、そしてまた基本的な理解がしやすい方法を今一生懸命考えている段階でありますので、これから来年度に向かってそういうような対応をしっかりとやれるように、今担当部局で進めている最中でありまして。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

その一つの資料、ホームページに例えば載せる場合の参考資料として、答弁者の方には、東京の杉並区のホームページのプリントアウトしたものを配付させていただいたんですが、ちょっと字が細かくて、もう少しレイアウトも考えたほうがいいかなと個人的に思うんですが、ただ中身を見ますと、ワクチンの接種の内容から、子宮頸がんとHPVの関係とか、副作用の具体的な症状などについて、専門的なサイトへのリンクを張りながらとてもわかりやすく、本当に細かく説明しております。

私は、子供の命にかかわる事案だからこそ、やはりこのぐらいの中身が濃いものが必要ではないかと、そう思う次第であるんですが、さて、今紹介しました杉並区ですが、実はここは子宮頸がんワクチンの副作用の救済について、独自の補償制度を創設しているんですよね。

これはきっかけといいますのは、何か非常に重篤な副作用の被害者が杉並区から出たと。そ

れをきっかけに、区はもちろん区議会のほうでも関心が高まり、独自のこういった被害救済制度をつくらうと。これを裏返せば、今既存のいわゆる副作用に関する健康被害の救済制度がなかなか思うように働いていない。先ほども答弁の中にもありましたが、子宮頸がんにおいてはまだ一つもないし、まだまだそれが認められるのは非常に厳しいのではないかという実情の中につくられたと思うんですが、先ほども質問の中で、この子宮頸がんの予防ワクチンの副作用の頻度はインフルエンザよりも高いものがあると。

そうしたことから、笠松町でもいつ被害者が出るとも限らない、そういう厳しい状況にあると思うのですが、ですから今のうちに、万が一こうした被害者が備えたときの体制、最初の答弁の中でこういった仕組みを説明していただいたんですが、もっと担当部局で具体的にこれまでの例を調べながらマニュアルというか、そういうのをつくっていく必要、危機管理の必要があると思うのですが、町長、そのあたりの見解をお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今いろいろお話が質問の中であった杉並の例も含めて、先がたの答弁でも申し上げましたが、やはり国がまだ確定をした方向を示してなかったんですが、今言われた杉並のような先進的にそういう対応を研究して進めている自治体もありますから、全国にはまだほかにあるかもしれません。

そういうことを一回、今状況等を調べながら、そういうことを早くキャッチして、私どもの町にできることが、どういう対応ができるかということも含めて、これは大変大事な話でありますから、今そういう状況の中で進めていくように進めているところであります。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） よろしくお願ひします。やはりこのような社会的な問題になったケース、非常に皆さんの関心が本当に高いと思います。

余談ですが、羽島市で先日、空き家が崩壊したといったことが新聞に載りましたが、笠松町のほうでは事前にそういったものに対して空き家対策条例をつくっているということで、また一つ笠松町の一歩進んだ行政の取り組みというのが評価されていると思いますので、そうした経験を生かしてこういった問題にすぐ対処する、何らかの方向性を示す、これが町民が行政への信頼につながると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、定期検査の重要性についてお尋ねします。

先ほどはHPVの検診、子宮頸がんの検診について主に取り上げたんですが、子宮頸がんのみならず、町におけるほかのがんの予防とか、ほかのがんの検診とか、あるいは生活習慣病の健診がなかなか低いというか、目標率に達していないというふうによくお聞きするんですが、やはりこれ定期健診をしっかり受けてもらうということは町民の健康を守るということのみな

らず、町にとっても医療費の負担が軽減される、病気の人が少なくなれば当然国民健康保険の運営なんかにも非常に効果があるというふうに判断するんですが、ただ今まで町のお知らせを見ますと、健診の種類と日時だけがばあっと一覧表になって出ているだけで、具体的にどういった検査をやるのかとか、あるいはその健診によってどの程度予防ができるのかとか、そういったデータをもう少し示して、もっと定期健診の重要性を訴える。先ほども答弁いただきましたが、機会をふやして、その伝え方にも、子宮頸がんのみならずほかの健診も含めて重要ではないかと思うんですが、そのあたり具体的な取り組みというのは今の時点で考えられているかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） がん検診全般に関する受診率向上のための具体的な施策といえますか、具体的取り組みということですが、例えば子宮頸がんにつきましては、実際今がん検診推進事業ということで2本立てでやっておりますので、5歳刻みで無料クーポンをお出ししております。

そういったことで、実質的にはやはり若干一般の場合よりも受診率が向上しているかと思いますが、そういったことの中でもやはり継続して、年齢が違えばまた受けないという話にならないように啓発、チラシを同封するなど、いろいろ啓発をさらに重ねていくと。

あと未受診の方につきましても、はがきで受診勧奨を行う。現在もやっておるんですけども、その都度いろんなケース・バイ・ケースといいますか、それぞれの場面場面でもっと啓発をふやしていくということが必要であろうと考えております。

たまたまですけれども、平成25年度予算におきましては国のほうが、がん検診をもっと進めなさいという目標を持っておりますので、チラシ全戸配付を予算化しておりますので、それもひとつちょっと、ただチラシを配ればいいのかというお話もありますが、地道にこういったいろいろな啓発をしていくことがまず具体策としての1つなのかなあと言うふうに考えております。

あとは、その中でも健康診査申し込み調査票というのをこの1月に広報「かさまつ」と同時に全戸配付するんですけども、がん検診の内容とか検診の流れなどを詳しく具体的にもうちょっと説明するとか、もう1つ従前の手法ではなく、その大きな話ではないんですけど、細かなところで一工夫するという新たな試みといいますか、行政としてのちょっと小さな新たな試みなんですけれども、そういったことも含めて重要性を認識していただくということですね。

あとは長いスパンの話になると、やはり先ほどの学校との連携という話になるかもしれませんが、若い世代、特に学生さんの時代から、教育の中に少しでも検診ということが必要なんだということがイメージつけていただけるような、そういうアクセントをつけた御説明をいただくとか、そういったこともこれからの町部局との連携になってきますけれども、そうい

うことも一つかと思えます。

また、今年度、町の健康増進計画も策定予定になっております。その中でもがん検診の推進、がん予防対策というのを重要な位置づけとして考えておりますので、それである程度長期的なスパンでの今後の方針というのも決めていく必要があるのではないかというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

健康管理とか病気の予防に対する意識というのは、本当に個人によってまちまち、大きな差があると思います。私なんかは毎年、それこそ自腹で人間ドックを受けておって、やっぱり受けていないと不安になるんですが、その一方で、これまで一回も受けてない人もたくさん見えます。

こうして意識の低い方を啓発して、病気予防に関心を持ってもらう、それは本当に地道な作業ではありますが、先ほど申しましたように、やはりこれは本当に必要なことだと思いますので、努力を続けていただきたいと思います。

そして、最後にちょっと教育長さんにもう一度お尋ねしますが、先ほどのお話の中で、ちょっと私も知らなかったんですが、学校のほうで十分健康教育、性教育に対してはやっている、そういうことの実態を示していただいたんですが、うちも3人息子がおります。そして、今ちょうど中学生が1人おりますが、家庭でそういう話は、特に男の子のせいもあるんでしょうが、一切しないんですね。学校でこういうようなことを習ったと。

ですから、やっぱりその辺がどうも家庭で保護者と子供の間の意識の中でちょっとずれがあるというか、ちょっと壁があるように感じますが、御承知のようにどんどん今の若い人たち、性に対してオープンになっています。これにあわせるという言い方は適切ではないかもしれませんが、やはり学校の現場でもそういった状況を踏まえながら、タブー化しないでオープンに、それこそ行政とか地域の医療機関とか、そういった人たちとも連携しながら、幅広く羽島郡独自のそういう健康教育のあり方というのもこれから考えていく必要があるんじゃないかと思うのですが、最後に教育長さんの見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 御指摘ありがとうございました。

確かに教科書に載っておって、生徒は授業の時間で勉強しますがけれども、先ほど私がお話しさせていただいたように、子供たちはこのことにかかわって学ぶことの恥ずかしさというようなものが間違いなく僕はあると思っています。

ちなみに、例えば性感染症とその予防、エイズというところには、主な感染症として例えば

性器クラミジア感染症、淋菌感染症、こんなところまで具体的に菌まで示して教科書の中には載っております。子供たちは、性感染症とはどのような病気でしょうか、また予防するためにはどうすればよいでしょうかという投げかけをしてありますけれども、これに対する答えを子供たちが即言えるというはずはありません。やっぱり担当する教員が、先ほどお話しさせていただいたように、人権の問題もあつたり、それから基本的な生活習慣の問題もあり、この保健の授業だけではなくて多くの教育活動を通してこれは子供たちに学ばせていかなきゃならないものだというふうに思っています。

ただ、御家庭で、お父さん、きょうこのことについて勉強したよということについて、性感染症の話を子供たちがするということに関しては、やはりまだ時間がかかると思っております。それは聞くほうの大人の問題もありまして、ちなみにこの子宮頸がんについて知っているかねと聞いて、教育委員会の中でも訪れた方も含めて聞いてみますと、名前は知っているけれども具体的には知りませんと、こういつて答えた女性が大半でございました。

こういった問題も地道に解決していかなければならないと思っておりますし、議員の御指摘を大切にしていきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

これまで、何かとちょっとタブー化されてきたこういった性感染症の問題とか性教育の問題も、やはりこういった場でも積極的に取り上げて幅広く皆さんに関心を持っていただきたいと思っております。

有意義な議論ができたことを感謝申し上げ、質問を閉じさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時30分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

一般質問を行います。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 1年ぶりの登壇であります、ひとつよろしく願いいたします。

平成25年第2回笠松町議会定例会一般質問、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、防災対策と子育て支援の2件について質問させていただきます。

まずは防災対策についてであります。この質問に当たるについての前提の考え方といたしまして、原子力災害時における笠松町の対応策とその進捗についての質問ですが、その前提になる考え方としまして、私としては、日本における原子力技術は必要条件であるということでございます。それは、日本の国際社会での立ち位置の保持、廃炉を行っていく上での技術保全、立地に協力してきた自治体への配慮等を考えた場合、今まで培ってきた原子力技術を破棄するということはまず考えられないということでもあります。

引き続きまして、2013年5月25日、岐阜、毎日、朝日、中日の各紙に市民団体アンケート調査記事が掲載されました。市民団体が県に情報公開要求で開示された岐阜県が行った放射線物質拡散シミュレーション補足版、平成22年7月6日の気象条件における敦賀原発の事故想定汚染地図によると、岐阜県が指定した原子力災害対策強化地域25市町村内居住人口（2012年3月末時点）では、最悪のケースで95万7,169人になることが報告されております。

岐阜県が指定した原子力災害対策強化地域25市町村に笠松町も含まれ、全地域で被曝量が100から20ミリシーベルト／年に達すると放射線物質拡散シミュレーションで報告されている上に、住民団体が行ったアンケートに対して、笠松町では、全町民の避難が必要であると答えております。

そこで、放射線物質拡散シミュレーション結果に対する笠松町としての受けとめ方、全町民に対する考え方をお示しください。

そのアンケート結果についてでありますけれども、アンケートをお答えになった内容について質問していくわけですが、第1問に対して、原子力災害避難計画についてということで、広域的な原子力防災に関する協議会の結果を踏まえて策定予定と回答されております。

2番目、「計画策定に当たって岐阜県の放射線物質拡散シミュレーション結果を住民説明する機会を設ける予定はありますか」という問いに対して、個別に対応しますということをお返答されております。

3番、「岐阜県の放射線物質拡散シミュレーションによる最悪のケースの場合、貴自治体では住民のうち何人、何%が避難しなければならないと想定されておりますか」の問いに対して、笠松町では、貴自治体としての現時点の判断として100%と回答しておられます。

4番目の問い、「避難計画策定に当たって住民の意見をどのように聴取、反映させる予定ですか」の問いに対して、1のとおりというのは、1番の答えのとおり協議会の結果を踏まえてということで、現在では回答不能、不可と回答されております。

5番、「原子力災害の発生をできるだけ防止するという観点からお尋ねします。原子力事業者と貴自治体との間で安全協定の締結についてどのようにお考えですか」。これから締結の必要性を検討するというふうにお返答しておられます。

6番、「問い5の答えでア、イと回答された場合、どの程度の効力を持つ協定を希望されま

すか」ということで、アとして、立地自治体と同程度、再稼働、新設の判断ができる協定、イとして、立地自治体に準じ、再稼働、新設に意見を提示できる協定、ウ、立地自治体に準じ、事業者から直接情報が提供される協定、エとしてはその他。問い5がアでもイでもないウなので、無回答ということになっております。

これらの回答を踏まえて、以下の質問をさせていただきます。

1 番の回答を踏まえて、原子力技術産業の問題は国の問題ではありますが、住民の安全・安心は基礎的自治体の問題であると考えられますが、どのようにお考えですか。

2 番の回答を踏まえ、個別に回答とありますが、求める住民にしか説明の必要がないということでしょうか。また、説明する側のスキルが足りないということでしょうか、お答えください。

3 の回答を踏まえ、避難人口を100%と答えていますが、その方策はどのように考えていますか。また、100%避難に至った経緯はどのようなものか、これらも広域的な地域防災に関する協議会の結果を踏まえて考えられるのでしょうか、お答えください。

4 の回答を踏まえて、広域的な地域防災に関する協議会の結果が出たときに意見を求めるでしょうか。求めるとするならば、その範囲、方法などはどのようになるのかお尋ねいたします。

5 の回答を踏まえて、これらの締結の必要性を検討すると回答がありますが、現時点では協定の必要性はないということでしょうか。町村会長となった町長として、町村及び市に対して働きかけるようなお気持ちはございませんか。

また、平成25年第1回笠松町議会定例会、平成25年度予算所信の中で、放射性物質の拡散を計測する線量計について触れておられますが、岐阜県の放射線物質拡散シミュレーションの結果等を検討した結果から導き出されたものではないかと推測するのですが、線量計を購入しても、これを使いこなす説明のできるスキルがないと無意味ではないかと考えておりますが、これについてどのように考えておられますか。

さらには、これから質問する発達障がい問題に関連するのですが、住民の避難に関し、健常者においても苛酷となることが容易に考えられますが、発達障がい者が認められる方への対応はどのように考えておられるのか、お答えください。

さらに、これらを踏まえた原子力災害時における笠松町の対応策はどのようになるのでしょうか。策定されるとするならば、いつごろになるのでしょうか、お答えください。

次に、子育て支援について、発達障害者支援法に対する考え方についてと、発達障がいの早期発見に対する考え方についての質問をさせていただきます。

軽度発達障がいについての問題は、平成16年第4回定例会一般質問、平成17年第4回定例会一般質問及び平成22年第2回定例会一般質問のスマイル笠松の状況をお聞きしました。さらには、平成23年第3回笠松町定例会一般質問の中で、笠松町での教育・療育的支援について、平

成24年笠松町議会第1回定例会一般質問で、早期発見・早期療育につなげるための横断的組織づくり等についての質問を繰り返し、改善を求めてきました。

平成24年度からは、笠松小学校内で通級制度が発足し、保育所、幼稚園での視察等も始まり、一定の向上が図られたと感じており、感謝いたしております。

まずは教育長にお尋ねいたしますが、保育所、幼稚園等での視察を通じて得られたことはどんなことでしょうか。また、笠松町内の施設は全て参加しておられるのでしょうか、お聞かせください。

平成17年4月1日から施行され、その後4度の改正が行われてきた発達障害者支援法の基本について、町長にお尋ねいたします。

さきに述べましたように、今まで笠松町及び二町教育委員会として幾たびかの制度創設に加え、努力が払われてきたのは承知し、感謝いたしております。そこで、発達障害者支援法の原点に立ち返り、その目的、責務について考えてみたいと思います。

第1条には、目的として、「この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする」。

このような目的で創設された法の中では、第3条には、国及び地方公共団体の責務として4つの責務が規定されています。

要点を箇条書きにいたしますと、1. 発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする、2. 就学前、学校、就労、地域生活に対する適切な支援に加え、その家族への支援、3. 保護者の意思の尊重、4. 犯罪被害の防止、消費生活の安定など部局横断的組織の対応になるのではないかというふうに読み取れます。

それらを受け、各条文の中で、第10条では就労支援、市町村へは、必要に応じ発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとされております。

第11条では、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居、その他の地域において生活を営むべき住居の確保、その他必要な支援に努めなければならない。

第12条では、権利擁護のために必要な措置を講ずるものとしています。

第13条では、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の適切な支援を適切に行うよう

努めなければならないと規定されております。

今まで笠松町で行われてきた施策を考えると、平成25年度予算所信に述べられた内容は、年々増加傾向にある授業等における支援が必要となる児童・生徒に対し、担任教員に加え非常勤講師や教育支援アシスタント配置を充実させることにより、きめ細やかな教育環境の確立を推進してまいりますとありますように、乳幼児期での対応、学校教育現場での対応が主であったように考えることができます。しかし、法の精神を鑑みると、早期からの切れ目のない支援が求められているのではないかと思います。

そこで町長への質問ですが、法の精神にのっとり、笠松町として発達障がい者への総合的な施についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（岡田文雄君） 4番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

大きく2点ございますが、まず第1点目の防災対策についての御質問であります。

この防災対策については、原子力災害時における笠松町の対応についての御質問であります。第1点目の放射性物質の拡散シミュレーションの結果の笠松町としての受けとめ方、あるいは町民に対する考え方についての御質問であります。

昨年、このシミュレーション結果が公表されて、見させていただいた私の所見を述べさせていただきますと、一度この原子力災害が発生をして放射性物質が放出された場合においては、これは国、県の指示やあるいは協力のもとで広域的かつ迅速に避難行動などを起こさなくてはならない、とても難しいいろんな課題があると感じたところであります。町としては、今以上に国や県や、あるいは事業者などとの協力体制を密にして、素早い対応のできる組織づくりを検討していかなければならないと考えております。

また、全町民の皆さんに対する考え方としては、住民の皆さんの生命や財産、身体の安全を守るのは私ども町として当然の役割でありますから、原子力災害対策においてある程度の方針などが明確化してきた時点において、自主防災会協議会を中心としてこの情報の提供やあるいは状況説明などを実施していく考えであります。

次に、住民の皆さんの安全・安心は基礎自治体の問題であると思うかという御質問であります。

放射性物質からの避難については、これはやはり一つの自治体では完結できるものではありませんので、避難先の選定やら、あるいは輸送手段やら、そしてまた食料物資の確保やらいわゆる広域的な調整が必要となってまいります。そのために、岐阜県や福井県、滋賀県、京都府などが設置して協議を今行っている広域的な地域防災に関する協議会の検討結果及び県が策定

を進めています原子力災害避難マニュアルの策定を待つ、その後、当町の避難計画の策定を検討していかなければなりません。

この原子力災害への対応というのは、超広域的かつ長期的にわたることが明らかでありますから、基礎的自治体の市町村はもとより、国や、あるいは県、そしてまた事業者が連携をして協力し対応すべきものであると考えております。

その次に、避難計画策定に当たって住民説明の機会を設ける予定についての御質問がありました。

今回のアンケート調査における設問に対する回答方法としましては、これは5択から1つを選択するものでありまして、その選択肢というのは、1つは予定している、1つは検討している、そして1つが住民や議員の要望があれば行う、そして1つが予定はない、そしてもう1つがその他でありました。

先ほどお答えした県の避難マニュアル等の策定がなされていない現状において、町民の皆様にも説明すべき避難判断基準や避難誘導方法等がまだ定まっておられません。よって、県のマニュアル等の策定を待つ当町の避難計画を策定した後、必要に応じて住民説明をするという意味でお答えさせていただいたものであります。

また、職員側のスキルについての御質問に対するお答えであります。確かに今までは、笠松町の防災対策としては震災及び風水害の想定が主であり、原子力災害に対して具体的な指針がなかったということもありますが、現在、各種の研修会等への参加や受講によって職員の知識を今深めているところであります。

その次に、避難人口を町民の100%と回答した経緯と、広域的な地域防災に関する協議会の結果を踏まえた考え方についての御質問であります。県の放射性物質拡散シミュレーションというのは、季節ごとの28のケースのシミュレーションを行って、人体への影響の程度を考慮した10種類が公表されたものであります。そのうち笠松町に影響するパターンとしては、放射性物質が岐阜県内に流入し、降雨などによって影響する想定が2つあります。

そのうちの1つが、町内全域が実効線量年間20ミリシーベルトを超える想定でありました。

この県の原子力災害対策計画においては、年間実効線量が20ミリシーベルト以上となる可能性を示された地域においては、広域的な地域防災に関する協議会のワーキンググループで予定されている検討結果を踏まえ、避難計画を策定することになっておりますので、現時点において町内全域が年間20ミリシーベルト以上の影響が示されたために100%と回答したものであります。その避難の具体的な方法については、広域的な地域防災に関する協議会の検討結果を待つ判断してまいりたいと思っております。

その次に、避難計画策定に住民の皆さんの意見を求めるのかという御質問であります。また求める場合の範囲や方法についての御質問がありました。

これに対しては、避難計画を策定する際には、何らかの形で住民の皆さんの意見を聴取、反映することが重要であると考えてはおります。実際の避難や退避となると、今の日常生活から180度変わった生活を強いることが想定されますので、これらを想定した避難計画というのを策定するプロセスの中において、例えば町防災会議や自主防災会協議会等の場において計画案等を示し、意見などを聞く。その方法については、今後十分検討して進めてまいりたいと思っております。

その次に、原子力事業者と安全協定の必要性や、あるいは町村会の会長として他の市町村との働きかけについての御質問であります。現在ところ、原子力事業者からの警戒事象や、あるいは特定事象があった場合については、県からの情報伝達により情報収集することとなっております。そのため、県から市町村という連絡体系ではなくて、全ての関係機関が同じ情報を迅速に情報共有できるような体制というのが必要であると考えて、その必要性を検討するとお答えさせていただきました。

また、町村会の会長としては、他の自治体への働きかけについては、先ほどもお答えしたように、原子力災害に対応するためには広域的な体制で対応すべきものであるという考えでありますので、その対応方法がある程度具体化され、また県内の市町村が連携する必要性が認められた時点で、個別に判断して対応を進めていきたいと考えております。

その次に、線量計を購入しても使うことができないのでは無意味ではないかという御質問あります。この空間線量計の購入費を今年度の当初予算に計上させていただきまして、御議決を賜ったわけですが、原子力災害に対応するための放射線量測定というのは、SPEEDIや、あるいは県が設定する今のモニタリングポストや、あるいは可搬式の空間放射線量測定器等で対応するものであります。当町が購入の測定器の主な使用目的というのは、原子力災害に対応するための測定という目的ではなくて、事故が発生した後に目に見えない放射性物質、放射線量を知るためにはやはり測定器というものが必要になってくることもあります。ですから、町内における放射線量の情報が入手できない場合に、私どもが購入した測定器で測定することを主な目的として予算化をさせていただいたものであります。

その次に、避難所における発達障がい児の方への対応についての御質問であります。

発達障がいのある方は、災害時の避難所生活のような突発的な状況変化の把握が困難でありますから、臨機応変にそういうことに対応ができない状況であります。また、災害後の混乱した状況に不応を起こしたり、あるいは情緒不安定になったり、そしてまた行動面で甘えやまとわりつきなどの後退現象が見られることもあります。これらに対応するために、避難所において家族と一緒にいられる落ちついた小さなスペースを提供するなどということは、状況に応じたそういう配慮をしていかなければならないと考えております。

また、国においても、東日本大震災の被災地における発達障がい児のニーズをきめ細かく把

握するために、今調査が行われています。これらの調査結果をよい教訓として、発達障がい児にとどまらず、いわゆる避難所のあり方についても考えてまいりたいと思っておりますが、たまたま今年度は自主防災会の皆さんが計画している避難所運営の図上訓練というのがあります。

今のような問題も提起をされて、そういうことに対する対応を考える機会にもなればと思っておりますので、そのことも含めて、この図上訓練に対する対応を考えてみたいと思っております。

今回は大きく2つ目の子育て支援の問題の中で、発達障がいの方へ切れ目のない支援のための総合的な施策についての御質問であります。これは川島議員御指摘のとおり、発達障害者支援法はそれまでの法律では障がい者としてみなされなかった発達障がい児に対して、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、早期発見と、あるいは早期療育や教育と就労の支援などを目的とした法律として、平成17年に施行されました。

これまでも、就学前から中学卒業後までの一貫した支援体制の整備及び関係機関との連携協力体制の推進を図るために、羽島郡の二町特別支援教育連携協議会というものを設置したり、町の実施する健康診査の場で発達障がいの早期発見に努めたりしてまいりました。

発達障がいに最も身近な私ども基礎自治体として、乳幼児期から成人期まで切れ目のない一貫した支援を行うためには、体制や組織づくりの実現が重要と考えておりますが、これは笠松町単独での施策には限界があります。国や県の設置した発達障害者支援センターなど関係機関と連絡を一層密にして、就労の支援、そしてまた地域での生活支援などの施策を拡充し、発達障がいの支援向上に努めていかなければならない、そのような思いであります。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 議員御質問の子育て支援について、御質問の内容は整備した早期支援システムでの巡回活動とか相談活動の内容についてや、その参加園等についての御質問だと思っておりますが、発達障がいも含めて早期に障がいを発見することはとても大切でございますけれども、そのことで保護者が強く不安を感じられたり、それから子供の困り込みが行われては意味がないと思っております。

また、保護者や周囲の理解が得られず、いつも怒られてばかりの状態が続いたり、周囲からいじめを受けたり、それから思わず手を上げるようなことがあったり、さらには虐待を受けるなどが行われてお子さんに二次障がいを起こすようなことがあってはいけないと思っております。障がいを早期に発見し、そのときから成人に至るまで一貫した支援ができるような体制が整えられ、実施されるようにすることが大切だと考えているところでございます。

教育委員会では、昨年度、主に就学前の年中、年長の園児を対象にして、子ども早期支援システムを整備いたしました。全ての園を対象にしています。全ての園を対象にして、相談表を配付させていただきました。そして、申し込みのあった保護者を対象に、相談チームをつくっ

て巡回活動、相談活動をしたところでございます。お子さんの障がいの受容にかかわる保護者の支援、保護者のお子さんへのかかわり方、そういったものを相談活動を通して学んでいただき、良好な親子関係を築いていただくことや障がいの困難の改善に関する保護者の理解への支援、それから就学後の特別支援教育の理解などが主な目的でございました。

また、発達障害者支援法第5条に述べられている児童の発達障がいの早期発見等について、先ほど議員がおっしゃった市町村の役割を受けて、継続的な相談や必要に応じて、早期に医学的、または心理的判定を受けることができるよう、岐阜県発達障害者支援センターを保護者の意見を十分に尊重した上で紹介するようしております。

幸い、全ての園の参加が得られ、理解もあると思っています。将来の自立に向けた早期の支援体制が少しずつ整えられつつあると考えているところでございます。

[4番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 御丁寧な答弁をありがとうございます。

ここで答弁していただいたということは、公の場、町民全体に向かって確かに状況の説明をしていただいたという、表向きはそういう状況であると。表向きという言い方はおかしいかもしれませんが、法律的にはそういうことであるというふうに理解をしておるわけであります。

我々議員といたしましては、ここでこうして質問をさせていただいて、きちんとこういう丁寧な答弁をいただくということで、安心して理事者の方にお任せしているという状況が生まれてくるのではないかなあと考えておるわけです。我々議員が努力をして、ここで聞いたことを全ての町民の方に告知、周知していければ一番いいのですが、それがなかなか難しいことだと考えています。

ということであると、住民の方の安心・安全というのは何かというと、今理事者側が何を考えているのか、どうしようとしているのかということを中心に伝えていくということが一番大事なんではないかなあとというふうに感じるわけであります。

今御答弁いただいたことというのは、全く反論する余地のない御答弁でありまして、原子力災害において市町村が独自に動ける部分というのはほとんどなく、国の専決事項のようなことであります。なので、上の方向が決まらなないと決まらなないというのは当然の答弁なのでありますが、例えば、皆さんのところへアンケート結果のやつをお配りしていただいたということもあるんですけれども、中には、避難計画の策定は16の自治体で何らかの計画があると。それから、シミュレーションの結果の説明会を揖斐川町では、揖斐川町というのは30キロ圏内に入っておりますのでより一層深刻なんだと思いますけれども、まずは例えば県の行ったシミュレーションの結果の説明会だけでも開いているというか、大垣市であれば、それを岐阜県に対して、

大垣市で説明会を開いてくれという要望を出しているというように、例えば県が行ったんだけど、うちの町民に対して説明をしてくれないか、県の行ったことについて町として説明をしますよという、ここまではやってあるんだよという説明というのが、まず第一に住民の安心というものにつながっていくと思うんですが、町長さん、その辺のところのお考えはいかがですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 原子力災害に対する説明というのは、県が出したシミュレーションに基づいて対応していくことでありますが、これは最終的にはやっぱり今議員も言われたように、要は原子力災害が起きたときには内閣総理大臣が発する原子力の緊急事態宣言から始まるわけですが、その前に今のシミュレーションを説明といっても、これはいわゆる28のケースの中で県が10のケースをきちっとシミュレーションしたのを発表されて、たまたまその中の一つが、笠松町全域が風向きやいろんな状況によって入る分ができたこと、これだけによって、今そのシミュレーションを我々がその結果だけをうまく説明し、皆さんにその結果に基づいて、じゃあこういうときにはこういうふうに避難するんですというところまで踏み込んで言えない、いろんな状況の中で説明をすることがかえって誤解を招いたり、あるいはいろいろ臆測があってもいけない部分もあるものですから、これは時期的に今一生懸命国や県が広域的な対応をつくっておりますので、早くそういうのを見た上で、我々独自の避難や災害計画を立てた中で、御説明できるものを早く提示したほうがいいんじゃないかと思っておりますので、そういう中での先ほどからの御質問に対する答弁の趣旨はそこでありますので、そのことを踏まえてまた御理解いただきながら、これからの災害対策を考えていきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） おっしゃりたいことは大変よくわかりますし、方向性として間違っているというふうには全然思っていないです。

ですが、例えば20のパターンの中の幾つかがそうだよということを、じゃあいかほどの町民の方が御理解いただいているのか。私も県のシミュレーションの説明会には同席させていただきましたし、当町の担当の方もお見えになっていましたので聞きましたけれども、あそこまで個人でも行けるんですけれども、行ける人がどこまでいるのかということ。確かに、全部できてから説明するのか、ここまできましたよ、ここまですわかっていきますよという状態で説明するのか。

例えば、東日本大震災の福島県の福島第一原発のあの惨状を目の当たりにされた住民の皆さんとしては、例えば二十数分の1のパターンが一つたまたまのパターンですよということでも、そういう形できちんと説明されるほうが、まだ先ほど言いましたように、あれは国の専決事項

なんで方向性が決まらなると避難先は決まっていますが、ここまではこういうシミュレーションでわかりましたよという説明はしたほうがいいと、これは僕の考え方ですが、と思いますので、ちょっと考えてもらいたいなあとというふうに思っております。

もう1つの答弁の中に、情報をなるべく共有化して迅速に流してという話がありましたけれども、公共情報コモンズという制度、システムについては御理解ありますでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） どういうところまでのそういう理解は、まだちょっとよくわかりません。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） これは国のほうで今整備を進めているもので、各自治体、それから原子力産業社、それから気象庁であるとか、情報を発信する側と受け取る側が、今までは例えば放送局は放送局、自治体は自治体、原子力産業は産業、気象庁は気象庁で、それぞれが個に向かって情報を発信していました。それを1個のものに集約して、そこに投げ込めば全てにつながるというような情報のそういう伝達システム、公共情報コモンズというのを今整備しかけております。

岐阜県もその実証実験に加わっております。情報を伝えていくという部分では、それが完成していくとある意味非常にスムーズに、ちゃんと機能すればの話ですけれども、うまくいくのではないかなあとというふうに思うところであります。

岐阜県も参加しているということですので、そのうち市町村にもおりにくるとは思いますけれども、ぜひともそういったことも御検討して進めていっていただきたいというふうに思うのと同時に、先ほど図上訓練のお話もされておりましたように、情報を今度もらった側がどう処理するかということ、この辺で例えば年間20ミリシーベルトになりますよという情報をもらったと。もらったときに、さあその人たちはどうするかという、情報と一緒に流すか、あらかじめちゃんと教育を含めて研修をしていくかということをやっておかないと、情報だけもらっても、例えばそれが莫大な量の情報であったり、例えば物すごい30メートルの津波が来ますと。笠松町はないかもしれませんが、そういう情報をもらっても、じゃあどう対応したらいいかというのがわからないと、情報だけもらっても無意味になってしまう。かえって混乱を招くだけになってしまうと思うんですが、その辺のことについて、これから防災訓練の中で一層、その情報を出すだけではなくに、その処理の仕方についてもぜひとも考えていただきたいんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは先がた申し上げましたように、地震とか風水害とかと違って、形や目に見えない放射能でありますから、そういう情報が入ることは大事なことでありますし、

そういう情報を的確にお伝えすることが一番大事だと。ただ怖いのは、そういう情報を持って、目に見えない放射能に対して先見やいろんな自分の個人の判断で動かれることが一番怖いことでもありますから、というのはそういう情報に基づいて、これは避難するよりも屋内退避をしているほうが安全、避難するほうが安全という判断は、これはやっぱり専門家やしかるべきところがやらなきゃならないことでもありますから、情報を知った上で対応するためにお知らせすることと、知ったことによって判断をして動かれることの怖さというのは、原子力災害では特に気をつけなきゃならない体制だと思いますから、その辺のことを我々もよく見きわめた上で、皆さんに説明をするときにそういうこともしっかりしていかなければならないと思いますから、説明の必要性は十分承知しておりますから、そういう分析もしながら、そしてまた住民の皆さんの協力を得ながら説明体制がどうできるか、またどの時点でどなたに説明できるかということも、もう少し災害関係の自主防災会や町内会や議会の皆さんを通じて対応しながら考えていきたいなあとは思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

そういうことで実際に事が起こったときに困らないようにということで、どこまで考えても切りがないかもしれませんけれども、ぜひとも対応していただきたいということと、先ほどの住民に対する安心感ということで線量計のこともあったんですが、例えば当町が購入する線量計というものの、センサーですね。感じ取る部分というのはGM計数管なのかシンチレーションプローブなのか、真空管式なのかということは多分わかっていらっしやらないと思うんですね。それぞれの、GM計数管なら例えば電子線だよとか、シンチレーションプローブなら中性子線だよと、それぞれの放射線の種類によって線量計の種類も違ってきます。簡単なものですと、今だと数千円ぐらいでありますし、スマートフォンにばかっところつけるだけではかっような気分になれるのも出ているわけなんですね。

そういったものをむやみやたらに、あんまり知識のない人がはかって幾つだということ自体がかえって不安をあおってしまうという部分もあると思うんですね。そういうものをそろえて準備していくというのは大事なので、先ほど町長がおっしゃったことと同じなんですね。だから、それに対してきちんとした知識を持って説明のできるスキルがあるかどうかというのが一番大事なのであって、買うだけというのはあんまり意味がないなあというふうに思っていますので、時間もありませんので、そんなようなことでお願いをしたいと思います。

それともう1つ、障がい者の方の避難所での話というのは、これからそういうふうにどんどん考えていていただきたいと思うんですけども、要支援の方の避難の方のリストをつくるということで大変な思いをされているというのは十分わかっていて、法律でもその辺について

は半ば強制的にできるよなという話が出ているくらいのところはあると思うんですが、例えば行政として、発達障がいの方のどなたがというのは別にしても、そういうことは情報としての程度まで握られるのかということ。

そういうことがないと、例えば個別の個室をどうのこうのという話をされたと思うんですけど、そういう対応も結局、うるさいで何といったら、そうやったんやという話が出るまでわからないということになりますよね。そういうことを考えると、それがいいかどうかというのは個人情報の問題とかいろいろあるとは思いますが、そういうことをつかんでいく必要性というのは今後必要になってくるとは思われませんか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今まで想定していたのは、地震や風水害だったんですね、いわゆる要保護対策の町内会や自主防災会がいろいろ情報を探っていたのは。それであれば、多分地震や風水害であれば家において避難しなくてもいい障がい者や発達支援の皆さんも見えるから、これは避難所へ来た人だけでもその対応はできると思うんです。

ところが、放射能災害の場合はそれとは違う状況がありますから、これはやっぱりある程度情報をきちっと行政が掌握していないと、どなたがどういうふうにお見えになって、どういう措置をできるかということが、その場で判断することが難しいことがありますから、そういうのはやはり今こういう問題が提示されたことにもよって、放射能災害による避難に対する一つの対応として、発達障がい児の皆さんやあるいは障がい者の皆さんの避難救援体制に対して、特別なそういう対応を今から考えていくことは大変重要なことだと思っていますから、そのことは対応したいと思っています。

過去に、そういう障がい者の子供を持つ親の会の皆さんとお話をさせていただいたときに、非常にそういうことを切実に心配され思ってみえましたから、そのことはそのときにもしっかりと受けとめさせていただきましたから、そういう対応だけは、せめて笠松町の皆さんにはそういう対応が少しでもできるようにしていきたいという気持ちで今進めさせていただいております。

ただ、症状やいろんな病状等それぞれ差がありますから、みんな一緒にしてどうのこうのは考えられませんので、そこまできめ細かくいろんな細かい配置ができるかどうかわかりませんが、少なくとも避難所で一緒と、そういう対応だけはやっぱり避けなければならない状況ではないかと思っていますから、それを基本にしてスタートしたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 15分前には終わりがたったんですが、済みませんです。

発達障がい支援のほうについて、ちょっとまた話を、前のところも含めつつしていきたいと

思いますけれども、要は原子力災害については住民の安心という部分を大前提にまず進めていただきたいと思いますということを御要望させていただいておりますけれども、切れ目のない支援ということですね。

早期発見・早期療育がかえって子供たちを囲い込むことになるんじゃないか、親の不安をおおることになるんじゃないかというような話もありました。答弁もあったと思うんですけれども、まさしくそれはそのとおりだとは思いますが。

がしかし、例えばおなかの中に赤ちゃんができたときに、もう既にその話をするとなタニティーブルーになってしまうというお話も現にその女性の方から聞いたことがあります。確かにそのとおりだと思います。

例えば、そういう子が生まれても、当町としてはこれだけの窓口があります、これだけの支援策があります。先ほど言ったように、もし災害が起きたときには、もしそういう子がお見えになったらこういう対応ができます、就労にいたしましてはこういう対策をとっております。大概、普通に言えば、健康というか発達障がいがだけであれば、親さんのほうが先になくなる可能性のほうが高いかもしれません。そうなった場合にも、町としてはこういう支援をさせていただきますということを、例えばもう既におなかに宿った状態のときにきちんと説明ができる総合的な施策があれば、少なくとも、なっても何とかしかもらえるんだという安心感があるんじゃないかと思うんです。

ここで暮らす安心・安全の最も重要な部分だと思いますが、その点についてはどうお考えですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） おっしゃるとおりだとは思いますが。

ただ、我々のような規模の自治体でそれが全て完結できるかと言えば、就労にしてもいろんな問題にしても難しい問題がありますから、これは先ほど申し上げましたように、障がい者の支援センター等の綿密な連携や、我々の力でできる範囲内の全てをまた情報開示しながら、一体となって進むことが障がい者の皆さんの就労や皆さんの支援になると思いますから、そういう情報もまた少しでもわかりやすく開示しながら努力をしていきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） そうだと思います。

確かに2万数千の一般の町としてやれることというのは限界があるんだと思います。県とか、例えば中核市になればいろいろやることもあるでしょう。だからこそ、細かく丁寧に説明がしていける部分というのは、例えば確かにうちの町の施設ではできないかもしれない。でも県の発達支援センターを使えばここまではできるということを、より細かく説明するということは

できると思うんですね。だから、そういう部分ですね、一番大事なものは、要は。

だから、大きな市になるとなかなかそこまで行き届かないかもしれないんだけど、自分の市にあっても届かないかもしれないんだけど、うちの町にはないんだけど、県の施設を使わなきゃいけないんだけど、きちんと説明はしますよと。ちゃんと道筋はつけますよという部分というのが、せつかく笠松町が残ったのですから、ぜひともそういうふうに進めていただきたいと思いますと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、川島議員が言われた思いは一緒でありますから、それに向かって努力をしていきたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

安心・安全のための施策の一番重要な部分というのは説明だと思うんですね。全てができるわけではありません。全てが言われるとおりに何でもかなって行くわけではありませんが、ここまでは検討しました、ここまではやります。これはだめなんだけど、こっちならいいですということをしめ細かく説明していく。それは原子力災害であろうと、発達障がいであろうと、何であろうと一緒になんですけれども、そういう根本的な考え方というのはすごく大事だと思いますので、ぜひともそういう方向性でやっていただきたいと思います、全てのことにというふうに思います。

教育長さんのほうなんですけれども、非常に頑張っているいろいろなことをやられているのは、私もよく存じております。ぜひとも、今までのようにやっていただきたいと思いますわけなんですけれども、全ての園を対象にされているんだと思うんですが、例えばここにありました5歳児のあれですかね。あれを望まないところがあるというふうに聞いたんですが、その点についてはどうかという点でどうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 大変難しい問題でございまして、例えば平成23年の3月に羽島郡で障がい者計画というのを策定しましたけれども、その中に、事前の意見聴取をしておりますが、29%の町民の方が、今なお障がいのある人への差別や偏見があるというふうに回答をされております。大変難しい問題でございまして、全ての方にまだこの障がいのあるお子さんたちの理解というのは得られると思っておりません。一層、その努力を私どももしなければならぬと思っていますが、昨年度から立ち上げました子供早期支援システムに関しては、相談表は全部の園で配付いたしました。そして、全ての園で相談表を御提出いただいたわけなんですけれども、その相談表、具体的に全てのきちんとした数は申し上げられませんが、20件近くそれが

ございました。

児童の実態、それから保護者の意向、就学までの支援、そういったものについて相談した結果を相談担当者がまとめたものについて専門委員会で検討し、年長の園児に関しては、専門医やら教育事務所の特別支援担当指導主事も入っていただいている就学指導委員会にさらに検討を加えて就学指導に臨んだところでございます。

例えば、年中さんの間に特別支援学校の見学会を、その機会をきちんと準備してあげて、担当も同行するというようなことを支援させていただいたり、まず療育ルームに通うことを勧め、懇談を定期的に持って保護者の不安を少しでも少なくすると、こういった具体的な支援について協議をして教育委員会の特別支援担当が助言をしているところでございます。

相談表なしでも、いつでも二町教育委員会に御相談いただければ、相談の内容に応じて、場合によっては専門家も加えて相談にいつでも応じさせていただくつもりであります。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） どうもありがとうございました。

大変いいシステムをつくっていただいて、現実的に動いていただいているというのは大変感謝申し上げます。そういったことが、末端の保護者の方や子供のほうにまで伝わることによって安心な町なんだなあというふうに感じていただけるんだと思います。

ただ言えるのは、現場の一人お一人の中にスキルの差が随分ありまして、考えていただける方、そこまで思いをめぐらすことのできない方というのがたくさんお見えになります。その心ない一言一言で傷ついている子供や保護者というのもたくさんおります。現実には、そのシステムはつくり上げたんだけど、精神そのものが末端まで伝わっていないというのは非常に強く感じる時がありますので、今後はいろんな研修会や何かを通して、ぜひとも全体のスキルを上げていっていただきたいと。

要は、所信の中にもありましたように、安心・安全なまちづくりということを標榜して進んでいるわけで、議会もそれを承認したわけですから、ぜひともそういう説明責任、それから窓口というのはたくさんつくっていただいて進んでいっていただきたいというふうにお願ひして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、2時40分まで休憩します。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時40分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

一般質問を行います。

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問させていただきたいと思います。

まず風疹についてですが、三日ばしかとも言うそうですが、ウイルスによる発疹性の急性皮膚伝染病で、小円形淡紅色の発疹が顔面、頭部に、次いで四肢・躯幹に生じ、二、三日で治癒する。多くは小児期にかかり、終生免疫を得るので、今日では1期として1歳から2歳未満と、5歳から7歳未満の2回の予防接種が行われているようです。しかし、抗体のない妊婦が妊娠初期に感染すると、胎児に難聴、白内障などの障がいが出る先天性風疹症候群の発生のおそれがあるとしています。

この風疹が東京、大阪など大都市を中心に発生しており、感染予防対策として、妊娠を希望する23歳以上の女性と妊婦の夫を対象に、県と市町村で5,000円以上の補助を実施すると報道され、助成期間は7月1日から来年3月末とありました。

そこで、お尋ねしたいと思います。

小児期に罹患しているか予防接種による抗体があれば防げるものだと考えますが、なぜこのような流行になっているのか、お尋ねします。

2つ目に、予防接種の期間が限られている理由は何でしょうか。また、当町としてはこの予防接種について、先日、全員協議会の中で全額補助が決められ、実施に移されていくと思いますが、どのように進められるのか、お尋ねします。

次に、マイナンバー制度についてお尋ねします。

全国民に番号をつけ、所得や社会保障などの個人情報を利用する共通番号制、マイナンバー関連法案が4月26日、衆議院内閣委員会で可決されました。赤ちゃんからお年寄りまで、日本の居住者全員に政府が識別番号をつけて税金や社会保障の情報を管理する仕組みで、膨大な個人情報を政府が一元的に扱う巨大なシステムづくりを目指しています。情報漏えいによるプライバシーの侵害や犯罪利用など、取り返しのつかない事態を引き起こす危険も言われています。

政府は、2015年10月から、個人番号と氏名、住所、生年月日、性別が一体になったカードを全員に送り、16年に顔写真やICチップも入った個人番号カードを本格的に導入する構えと聞いています。これだけ大量の情報を1枚のカードにまとめるのは世界でも例がなく、情報管理のあり方としても非常に危険視され、無謀なやり方で、将来に重大な禍根を残すと心配する声も上げられています。

政府は、番号制のネットワーク構築に3,000億円、稼働費用を年300億円見込んでいるようですが、国民になぜ必要なのか示せないことなどから、日本共産党は、1つ、納付に見合う給付の名のもとに社会保障削減と税や社会保険料の徴収強化の道具に使われる危険があること、2つ目に、原則不変の1つの番号で個人情報を照合できる仕組みをつくることは、プライバシー

の侵害に成り済まし犯罪を常態化させること、3つ目に、導入費用に3,000億円が見込まれながら具体的なメリットも費用対効果も示していないという理由で反対をしています。

以上を踏まえて、質問をさせていただきます。

これまでに住民基本台帳カードを発行してきていますが、カードの発行状況、現カードの利用は行政上ではどのようにになっているのか、新制度との関係ではどのようにになるのか、お尋ねします。2つ目に、実施までについて、どのように進められていくのか、わかる範囲でお尋ねします。3つ目に、諸外国での取り組みではどのようにになっているのか、お尋ねします。4つ目に、セキュリティ対策についてどのように考えられるのか、以上4点でお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

風疹予防についての御質問の中で、まず第1に、予防接種による抗体があれば防げんと思うが、なぜこのように流行になったかという御質問であります。議員が御指摘のとおり、平成25年5月末現在の患者数というのは過去5年間最多で、岐阜県においても平成25年度の5月末の患者数というのは10人になっております。この原因というのは定かではありませんが、この流行というのを過去には周期的に繰り返してきたものでもあります。患者の7割以上は男性で、うち20歳から40歳代が8割を占めておるようであります。

この年代の男性というのは、幼児期、または中学生時に1回接種をしているか、定期的予防接種の機会がない方となっており、十分抗体が得られていない方が今回の流行に大きくかかわっていると推測ができます。22歳以下の方は、定期接種によって抗体が得られている方々であります。

また、この予防接種の助成期間が限られている理由であります。今回の接種助成事業の目的というのは、全国的な風疹の流行状況を踏まえて、緊急対策として、妊娠を予定あるいは希望する女性や、あるいは妊婦の夫へのワクチン接種の促進を図って妊婦への感染防止を図ること、先天性風疹症候群の発生を防止することとありますが、22歳以下の若い世代は十分な抗体が得られていると考え、抗体が得られていない23歳以上で妊娠を予定または希望している女性、あるいは妊娠している女性の夫であります。今回の接種助成事業で網羅できることや、あるいは先天性風疹症候群を予防するための接種であるのが助成期間を限った理由であります。

また、町としてはどのようにこれを進めていくつもりなのかというお尋ねであります。この風疹予防接種の助成については今年度の単年度事業と考えておりますが、事業の実施状況や、

あるいは今後の流行状況や患者の発生状況を観察してまいりたいと思いますが、来年度以降については、県や、あるいは近隣市町村の動向も注視して判断していきたいと考えております。

その次に、マイナンバー制についての御質問の中で、住民基本台帳カードの発行状況についてであります。住民基本台帳カードは平成25年5月31日現在までに1,280枚発行をされております。

このカードは、氏名、生年月日、そして性別、住所の4情報と、住民票コードが本人確認情報としてICカードに格納されており、全国の地方公共団体が共同で運営する住民基本台帳ネットワークシステムで活用されるものであります。

この住民基本台帳ネットワークシステムというのは、住民サービスの向上と高度情報化社会に対応した国や地方を通じた行政改革を目指して構築されており、市町村の区域を超えて住民基本台帳に関する事務処理を行ったり、あるいは国の行政機関などに対する本人確認情報の提供を行うものとなっております。

具体的には、この住基カードを使えば転出届などを郵送で行うことで窓口手続は転入届のみとなる特例や、あるいは全国どこでも住民票の交付が受けられるほか、住民票コードを記載することで、パスポート申請や年金請求時の住民票等の添付を省略することができます。また、電子証明機能を追加することによって、公的個人認証サービスを利用した確定申告の電子申請も可能となるなどが上げられます。

この新制度との関係につきましては、5月末に関係法律が公布されたことなどの情報提供がりましたが、詳細の情報がまだありませんので、法案段階での資料をもとにお答えすると、いわゆる住基コードはマイナンバー法による個人番号に変わることとなって、住基カードは廃止されて同法による個人番号カードに移行をし、住基ネットの本人確認情報を利用できる事務として税や社会保障分野が追加されることとなっております。

次に、実施までの状況についてであります。マイナンバー制度につきましては平成25年5月24日に法案が成立をして、同月末に公布されて動き出したばかりでありますので、お答えできる情報が少ない現状であります。この法案段階の資料によりますと、まず今年度からおおむね3年かけてシステムの設計や開発をし、平成27年の10月ごろに個人番号を割り当て、平成28年の1月ごろに個人番号カードを交付し、番号利用を開始する。そして、平成29年1月ごろに国の機関間の連携を開始し、平成29年の7月ごろ、地方公共団体の連携開始というスケジュールになっているようであります。

その次に、マイナンバー制度についての諸外国の取り組みについての御質問であります。諸外国の状況であります。この法案段階でのマイナンバー制度の導入に関する検討の中で、税務分野のみで利用するドイツ型、より幅の広い分野で利用するスウェーデン型と、その中間に位置する税と社会保障分野で利用するアメリカ型で調査・研究の結果、国民の利便性と情報

管理のコストを考慮してアメリカ型を採用し、税と社会保障分野で利用することに決定したようであります。

また、セキュリティー対策についての御質問であります。マイナンバー制度のセキュリティーにつきましては、現在実施している住民基本台帳カードと同等以上のセキュリティー対策を講じるものではないかと想定をしております。以上であります。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 御説明ありがとうございました。

まず風疹についてですが、抗体を検査することができて、その抗体があればワクチンも打たなくてよいということになるのではないかと思います。今回はこの年齢に該当する人の希望される方について、抗体の検査なしにやるのか、抗体の検査した上でない方に行くのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 結論から申しますと、抗体の検査はいたしません。既往歴とか、こちらのほうの判断できるデータを確認して、直ちにその対象者であれば接種をしていただくということで、県の補助メニューにのっとってやりますので、他の自治体で抗体検査をして、ないという判明があればするということもあられるかもしれませんが、当町におきましては、これは県の補助メニューを使う県内の市町村は全て一緒だと思いますけれども、先ほど申し上げたようなこととなります。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 済みません。ここに資料を持たずに来ているんですけど、この前の全員協議会のときに笠松町の対象人数と、そしてそこから利用される方の見込みのようなが出ていたと思いますが、これを周知していくというか、どんなふうな形で、そして医療機関で行われるのか、そのあたりを教えてください。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） どのように進められるかというような話の具体的なことになるのかもしれませんが、来週ぐらいですか、とりあえず130人分ですね。この間申し上げたように、国が示す抗体がないであろうと思われる出された割合がありますので、対象年齢の人口にその割合をかけて、おおむね対象者260人ぐらいと判断し、その半数を目標にして50%ということで130人を考えております。130人ということで、費用額おおむね1万円とした場合130万という形になります。

それを追加で補正させていただく予定でありますが、ある程度並行処理をさせていただくと

いいますのは、この間全員協議会で御承認いただいたということで、7月1日からの実施を予定しておりますので、当然実施していただくためには個別予防接種、今集団はまずありませんので、医師会に委託なりして契約して予防接種をしていただく以上、ある程度詰めるといいますか、調整ということで御相談をさせていただくと。郡医師会のほうを通じ、今定期の予防接種をしていただいている指定の医療機関さんで実施をしていただくことになると思いますが、今の想定では、まず実施の助成要綱を早急につくらなければなりません、そのもとで、今の段階での想定なんですけれども、代理受領の方式でもって本人の同意を得た申請書にしてもらって、直接お医者さんのほうに私どものほうから支払いをする、要するに現物支給的な形で実施したいというふうに考えております。

補正予算が通過したら直ちにそういった周知をするとともに、当然それぞれの受託していただけるお医者さんでも予診表といいますか、そういうものを置いてという話になりますが、ただ今回対象者をはっきりと確認したいので、一度は町のほうに来ていただいて、うちのほうでその履歴を確認させていただいた上でオーケーという人に対して医療機関のほうで実施していただくと。書類そのものは両方とも置くことになるかもしれませんが、一度は町のほうに一旦お越しいただいて、確認して、証明書のようなものをお渡しして、その辺は具体的にはちょっとまだ決まっていませんけれども、最終的に医療機関さんのほうで現物で予防接種していただくというような形にしたいと考えております。

PRの方法は、今現在ではちょっとホームページ等、あと防災行政無線と考えておりますけど、ちょっとまた実施までの間に状況を見ながら検討しなければならないと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず笠松町で対象になる方が260人ぐらい、国の試算の基準でいくとあって、そのうちの半分ぐらいが受けられるだろうということですが、お勤めをしている人たちにどうやってこれ伝えていくのかなあと。多くは働き盛りの人たちですよ、男性は特に。そういう点でも大変だなと思うんですが、と同時に、笠松町に住民票のある方でしょうから、その印も必要だし、それから既往症といっても、実際に私たちでもそうですが、自分がそういう予防接種をやったかどうかというのが、年数でわかるのはいいですよ。だから、それがあるので、またその辺をよく、多くの方にきちっと伝わって、特に期限が1年間ということになっているので、そこで有効に予防接種ができることが大事ではないかと思いますが、お願いしたいと思います。

それから、もう1つ町長さんのほうにお願いしたいんですが、確かに今流行だからということですが、実際にはこの1年で全て人が安全に、もう大丈夫ということにはならない病気だと思うんですね、伝染病ですので。できるなら継続して、その該当する年齢層のところが必要な

ときに予防接種が受けられるようなことがあるといいなあとと思うわけですが、特にその点では抗体があれば必要のないことですので、抗体の検査をやり、そして予防接種に進むような方向を考えるべきではないかと思います。

もう1つは、この期限で終わるのではなく、今結婚年齢も、それから結婚の相手も結構幅が広がっておりますので、できるならずっとこのことを継続して、23歳の方が一定の年齢になるぐらいまで必要なことではないかと思いますが、町長はその点はどう考えられますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今23歳から39歳の方が対象であります、これをずうっとというか、大体妊娠を希望される、お子さんを希望される、それはいろいろありますわな。その辺のことは、来年度以降については今のそういう状況も踏まえて、県やあるいは近隣市町村の状況も同じような判断をしながら一緒にやっていきたいと思っておりますから、よく調査をし、判断を考えながら進めていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） それからもう1点ですが、これ国が決めたのに、お金の出すことについては県と地方自治体で出すということですが、私はこれは国の制度として、それこそ今要望しました、危険のある方たちについて必要な方はずうっと通してやっていけるような制度にしていただくためにも、国に向かって要望していくことではないかと、そして国の責任で行うことではないかと思うわけですが、町長は今度町村会長さんだということもありまして、ぜひまとめて国に要望を、もちろん皆さんと相談して下さって結構ですけど、上げていき、安心してどこまでも子供が産み育てられる一助になるような施策になるといいなあと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、マイナンバー制度について、次にお願ひしたいと思います。

一番あれなのは、生まれたときに番号がつけられて、その番号が一生連なっていくということですが、その間に本当にいろんな危険や、その使い方の問題はまだまだあると思っております、その点について町長はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） こういう機会に、私は世界各国の状況をいろいろ見て調べたんですが、確かに多くの先進諸国ではもうそういうナンバー制度でいろいろ、管理の仕方は違っていますが、国の形態を含めてやっているようであります。

確かに個人情報やいろんな問題について、これからやる日本にとっては心配な部分がある指摘はされますが、当然個人情報保護というのは一番大事なことでありますから、そのことについては最大の注意を払って体制づくりをされていくものだと思いますので、そういうこと

をしっかりと見きわめながら、体制を進めていきたいとは思っております。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 大きな経費をかけて行うわけですが、笠松町としてこの事業にかかる平成29年までですか、それまでにどれぐらいの経費がかかるのか、その点を1つお尋ねしておきたいと思っておりますし、それから実際にもう国で決めてしまったので従わざるを得ない部分が随分あるように思いますが、納得のいくものではないし、住民みんな、「はい」と言ってやるんだろうかと私は心配しておりますけれども、何はともあれ経費は今後どれぐらいかかるものなんでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

残念ながら、ちょっと今の段階ではわかりません。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） これまでの住基カードで十分間に合っていると私は思っております。それをわざわざ3,000億もかけて国は変えていく。そして、その末端である自治体は、そのことでこれから大きな取り組みをしていく。そういうことを考え、そしてそこにはプライバシーの問題、そして成り済ましを初め、この番号カードによる危険性があるという問題からいっても、私は反対の立場を貫きながら見詰めていきたいというふうに思っています。どうぞこれからも慎重に進めていってほしいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 続きまして、5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。南海トラフ巨大地震の対策についてと、今後の防災訓練のあり方についての2点を質問させていただきます。

南海トラフ巨大地震とは、静岡県沖から九州沖に延びるプレート境界を震源に国が想定する地震で、規模は東日本大震災と同じマグニチュード9級、もともとは想定されていなかったが、震災で地震の規模が予測を大きく超えたことから想定されました。

南海トラフでは、過去にも1707年、宝永地震、マグニチュード8.6、1854年、安政東海地震、マグニチュード8.4、1944年、昭和東南海地震、マグニチュード7.9など大規模地震が繰り返し起きています。

南海トラフ巨大地震では、岐阜県がことし2月に計470人が死亡すると、市町村別の被害想定を公表しました。南海トラフ巨大地震では最大震度6弱で、笠松町は死者数10名、全壊棟数680棟、養老一桑名一四日市断層帯地震では最大震度6強で、笠松町は死者数40名、全壊棟数

1,000棟です。こういう状況で、毎日のように新聞報道でも南海トラフ巨大地震について報道されています。

そこで、地震によりライフラインがとまった場合に、エレベーターが停止することになります。私も、海外のホテルの経験であります。エレベーター内に特に一人で閉じ込められた場合、ほんの数分でも頭が真っ白になり、非常用連絡装置を押しますが、誰も来てくれずパニックになったことがあります。

そこで、今デパートとかでもよく見かけるのですが、エレベーター内のコーナーに、非常用のペットボトルの水、トイレトペーパー、また明かり、消臭剤、ウエットティッシュ等が収納されていて、非常用トイレにもなる。また、老人の方がいつとき座れるようなエレベーターチェアといったものの備えがあると、町民が安心してエレベーターを利用できると思いました。当町では、導入のお考えはありますか。

また、先月、ポートメッセなごやで「防災・減災・危機管理展」があり、これは東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議が主催で、国土交通省中部地方整備局と協力して、中部地区で初めて開催された企画展です。

その中で、水を入れるだけで電力を生成できる長期保存に最適な非常用電池を使ったLEDライトが紹介されており、その性能は10日間つけっ放しできるものでした。静岡県の掛川市が導入しているとのことでした。

災害発生直後、一番最初に必要なものはトイレと言われておりますが、例えば夜間に発生した場合、このライトを使用すれば有効だと考えますが、導入のお考えはありますか。

次に、今後の防災訓練のあり方について質問させていただきます。

昨年の第4回定例会に私が一般質問させていただいたときに、防災訓練について、今後はもう少し踏み込んだ訓練が必要と考え質問し、その回答は、避難所を模擬運営するなどの訓練を実施するということでしたが、その後どのようにになりましたか。

また、当町では災害用の備蓄をされてみえますが、何がどこにあるのか、防災担当者以外の職員が状況を把握してみえるのか、教えてください。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 5番 田島清美議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、田島議員からの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず南海トラフ巨大地震等の対策の中で、エレベーターチェアなどの導入についての考えに対しての御質問であります。まず笠松町の公共施設においてエレベーターのある施設というのは、この役場と、そしてまた中央公民館と、総合会館と、福祉健康センターの4カ所であり

ます。これらの施設の中でも、エレベーターが停止する階というのは、御承知のように最大でも4階まででありますから、そういう状況であります。そしてまた、これらの施設に設置するエレベーターというのは、これも御承知のように、地震などの揺れを感知した場合においては、一旦停止するものの、一番近いフロアに停止する構造になっておりますし、電気が停電になったときには非常用の電源供給が働いて、そういう非常用バッテリーによって今申し上げたような働きや動きがすぐできますから、最寄りの階に停止をして脱出することができると思います。

議員が言われたエレベーターチェアの導入については、これは確かに今のような不特定多数の人が集まる百貨店のようなところとか、あるいは高層ビルとか、大きなオフィスビルとか、そういうもので多くの人が乗降して停止階数が30階だとか40階だとか多いところに関しては、今言われたような設備をして対応することは有効性があり、大きな効果があるものとは思いますが、今申し上げたような当町のビルの状況、エレベーターの状況を考えてみますと、いわゆるエレベーターの規模自身が余り大きくないこと、これによって例えばそのような装備をしていけば、車椅子などで見えた方がその中で回転する場合、やはり障害物となることもあることや、いろんなことが想定されますので、閉じ込められた場合においても停止する階が今言ったように多くないことや、ごく短時間でエレベーターからおりることができるものであると考えておりますので、今の時点でエレベーターチェアを導入するという考えはありませんので、対応を考えていきたいとは思っております。

その次に、水電池を利用したLEDライトの導入についての御質問であります。まず町が備蓄するトイレとしては、御承知のように下水道のマンホール上に設置する簡易トイレが30基ございます。

その簡易トイレの構造というのは、いわゆるマンホール等の上に簡易な便座を設置して、1人入ることができるテントで覆って使用するものでありますが、夜間においては、テント内を照らすLEDライトも同じような数が備えてありますので、このLEDライトは乾電池によって100時間点灯することができるLEDタイプのものでありますから、ライトを使用する時間は当然夜間でありますので、1日12時間点灯したとしても8日間対応はできるものであるために、議員が指摘されたLEDライトの有効性もわかりますが、私どもは今そういうような効果もある、今備えている体制のものを使用する考えで進めていきたいと思っております。

その次に、避難所の模擬運営訓練等の実施についてであります。昨年の第4回の定例会のときに田島議員の質問の中で、私どもは各小学校区で実施をしてきた地域別訓練が一巡した後、もう少し踏み込んだ訓練が必要であろうという答弁をさせていただきましたが、現在、自主防災会協議会と協議をさせていただいたのは、ことしの10月から11月にかけて、いわゆる図上で避難所運営模擬訓練を各小学校区において実施する予定で調整をさせていただいております。

この避難所の運営模擬訓練というのは、先ほど川島議員の質問のときにも少し触れさせてい

ただきましたが、避難所に見立てたいいわゆる図面の上で、避難者の受け入れや、あるいは避難所の運営に係る組織づくりや、あるいは食料、そして物資やボランティア等々の受け入れなどを模擬体験して、参加者の間で問題点や課題点などを情報共有することが目的であります。

今年度は、これを図上訓練として、自主防災会の幹部の人が集まって対応を考え、そのもとに来年度においては、今度は実際にその避難所を開設して、多くの人にも来ていただいて実施訓練ができるように持っていくのが目的でありますので、そういうような目的を持ってこの地域別訓練を進めていきたい。それが一歩踏み込んだ訓練が必要であるという意味になっております。

この訓練には、当然、自主防災会長を初め学校の職員の方や、あるいは行政職員やみんなが参加を予定して、今年度のこの訓練から実際に避難所を運営していく上での問題点を見つけて、今度は、先がた申し上げましたように、来年度以降に予定する避難所の運営訓練に結びつけていきたい、そのように思っております。

最後に、防災担当以外の災害用備蓄の把握状況についての御質問であります。

現在の防災備蓄品の保管状況としましては、各小学校や、あるいは各地域の防災倉庫や消防団倉庫、そしてまた県町の書庫に保管をしておりますが、保管の内容としては、飲料水や食料、毛布などの避難所において必要と思われる物資については各小学校及び防災倉庫に保管をしておりますが、救助用の資機材や危惧等においては、消防団の車庫や、あるいは県町の書庫に保管をしております。

御質問があったように、防災担当者以外の職員がそれらの状況を把握しているかという御質問に対しては、これは当然町のホームページ等に掲載していることと、また町の地域防災計画に掲載してあることから、ある程度は認識しているものと考えておりますが、災害用備蓄品の状況は町の職員のみならず、町民の方々に知っていただく必要もありますので、先ほどお答えした避難所の運営模擬訓練とあわせて、自主防災会の皆さんにも実際の目でその保管場所等の確認をしていただきながら、備蓄場所の確認を進めていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 私が提案した3つあったんですが、エレベーターチェアと水だけで再生できる、20年間その電池が使えるというLEDライトなんですが、これは何で知ったかというのと、議員さんにも郵送されていますね、これ。

これって、役場の担当の防災担当の方も、もちろん案内というのが国土交通省から来て知ってみえると思いますが、そういうのに行かれた方というのは見えますか、職員さんで。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） お答えいたします。

企画展の件でございますけれども、残念ながらうちの担当といいますか、防災担当職員も含めまして企画展には行ってないという状況でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 日々いろいろな業務があるので、それに時間を費やすというのも多少業務などがあつたら無理だとは思いますが、今毎日のように新聞報道でも、本当に南海トラフ対策について報道されています。

先ほど川島議員も言われた原発の問題も同じなんですけど、当町は今まで水害も特にそんなに起きたこともないだろうし、静岡県なんかには比べるとかなり平和というものになれ親しんでしまつて、余りこの防災に対しての危機管理意識というのが、消防団の方なんかも感じてみえるという話も聞くんですけど、今、県のほうも2月に発表した中で、要するに新たな被害想定が出てきたわけですよ。

特にこの笠松町も液状化というのが激しいということで、いろんな薬局とか、例えばピアゴとか、トミダヤさんとか、そういうところで食料なんかの備蓄をしなくても、提携を結んでいるからというようなことも、前、私が防災対策についての質問をしたときも、明確な答えじゃないけど、そんなにそこまでする必要はないみたいな意識なんですけど、この地震のやつも大体90年ごとに1回大きいのが来ているんですね。

そういった状況を踏まえて、先ほど広江町長も、バックアップ体制があるから、エレベーターは近くのところにとまるからというふうに言われましたが、本当にそんなふうになるのか、実験されたんですか。実験されたというか、そういう想定外のことが起きるのが地震とかそういう災害だと思うんですけど、エレベーターチェアにしてもまともに買ったなら7万円ぐらいなんですけど、別に手づくりでつくってもいいわけなんですよ。

広江町長は町のトップということで、どういった災害に対しての意識を持ってみえるか、ちょっとお考えをお示してください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 災害対策については、当然、毎年自主防災会、あるいは町内会、いろんな機関を通じて災害に対する対応を進めていくことと、それから危機管理上いろんな対応をして備蓄することと、今議員が言われたエレベーターチェアの問題とは全く違うと思います。

エレベーターチェアに関しては、先がたも申し上げましたように、必要性を僕は否定しているわけではないんですけど、私どもの施設のエレベーターの大きさと施設の状況からいって、今それは必要ではないことではないかということをお願いしたのであって、しかもそのエレベーターチェアをすることによってまたいろんな問題が起きることは、スペースのないエレベーターの中では考えなきゃならないことだと思いますから、そういうことを申し上げたことであつ

て、エレベーターチェアそのものを否定しておるわけではありません。私どものこの施設の中
では必要ではないという考え方を申し上げたわけでありませぬ。

〔5番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 町長さんが必要ではないと言われるので、どうこういうあれじゃないん
ですが、中部で初めて、要するに戦略会議の人が主催でやっているものなので、それこそ見て
いると津波のシェルター「プカプカ」とか、愛知県のほうなんかはすごいもう小学校を移転す
るぐらいの気持ちでやってみえますよね。

そういうのに比べたら、この地域は、本当に災害トイレも、随分前にも船橋先生が、携帯用
のトイレ、しかも防災意識の高い静岡県が導入しているからどうかと言って、結構15年ぐら
いはたったと思うんですが、いつもそういった新たなものに対しての取っかかりがどこよりも遅
いような気がするんですが、岐南町なんかの備蓄も、インターネットなんかで見えていますと、
アルファ米とかの数も全然多いんです。同じ2万2,000人、2万3,000人の町でこれだけ備蓄の
数が少ないと、特にさっきトイレは30基と言われましたよね。そんな被害のときに30基って、
ここだけでも10人いるのに、それで足りるのかなという心配がすごくあるんですが、長老の先
生方も地震は起きないから大丈夫という意見もあるんですが、ちょっと防災担当の方も、県の
ほうは、地域における総合的な防災知識を有するリーダー育成等の展開ということで強く進め
られていくというふうに書いてありますので、笠松町の防災担当の方ももう少し、今ある現状
に満足するのではなく、いろいろなところに出かけて行って、なるべく低コストで導入できる
ものは、やっぱり備えあればというのが重要だと思うんです。

今までだったら、3日間備蓄すればいいと言っていたのが、今もう1週間になりましたよね。
家庭で1週間の備蓄をするというと、先日テレビでもやっていたんですけど、ペットボトルも
すごく幅もありますし、せいぜい3日間ぐらしか備蓄できないんじゃないかなあ、特にアパ
ートなんかに住まわれている方なんか、それだけの保管する倉庫がないだろうなあというふう
に思ったんです。やっぱり何やかんやいっても、公共に頼るところがどうしてもあると思
うんで、ぜひその辺、町民のためにやっていただきたいと思います。

あと防災訓練ですが、私が以前、期待していました各小学校、消防車庫とかそういったとこ
ろに備蓄があって、各町内会のトップの方々がどこにあるのかというのは把握していただいて
模擬的なことをやられるということなので、いざというときに、誰かが指令を出して、どのよ
うに皆さんが安全に避難できればいいということなんで、ぜひこれをまた意義あるものに進め
ていていただきたいと思います。要望ですが、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（岡田文雄君） エレベーターはよかったの。

○5番（田島清美君） だから、もうエレベーターはだめって言われたから。

○議長（岡田文雄君） 実験したことはあるかと。

○5番（田島清美君） ないですよ。そのこと、答えてもらってないですね。

○議長（岡田文雄君） 途中でエレベーターがとまったときに、その階まで本当に行くのかと、そういう実験したことがあるのかという質問なんやわ。

広江町長。

○町長（広江正明君） 実験はしていませんが、点検をして、それは正常である確認をしながらやっていますから、その想定外といえど何が想定外になるかわかりませんが、そういうことを言えば、全てが想定外であれば何も対応できなくなりますから、それは少なくとも最低限の点検と装備をしながら対応していますから、御安心いただければと思っています。

○議長（岡田文雄君） じゃあよろしくをお願いします。

どうもありがとうございました。

それでは、お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

延会 午後3時38分

